

第6回日野町議会定例会会議録

平成28年12月13日（第2日）

開会 9時10分

散会 16時36分

1. 出席議員（14名）

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代	住民課参事	山田敏之
学校教育課参事	野瀬薫		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 70 号から議第 82 号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか 12 件）および報第 8 号（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて））について
〔質 疑〕
- 〃 2 議第 70 号 日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について
〔採 決〕
- 〃 3 請願第 11 号 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願書
- 〃 4 議第 71 号から議第 82 号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか 11 件）について
〔委員会付託〕
- 〃 5 一般質問
- | | | |
|------|----|-----|
| 4 番 | 山田 | 人志君 |
| 3 番 | 奥平 | 英雄君 |
| 9 番 | 富田 | 幸君 |
| 5 番 | 谷 | 成隆君 |
| 10 番 | 高橋 | 渉君 |

会議の概要

－開会 9時10分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立お願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第70号から議第82号まで（日野町固定資産評価審査委員会委員の選任についてほか12件）を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、報第8号（専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて））も質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、いつものように質疑に参加させていただきまして、質問を行わせていただきます。

毎度申し上げておることですが、答弁漏れがないように、また納得できる、分かりやすい答弁を、冒頭に求めておきます。

それでは、まず議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてお伺いをいたします。

指定管理料が1年度617万円であります。消費税8パーセント分を含んでの金額であると思うのですが、617万円を1.08で割ると、割り切ることができず、四捨五入で円単位にしても571万2,963円と、中途半端な金額となります。617万円となった計算式をお尋ねいたします。

また、平成31年10月1日からは、ご存じのように、消費税が10パーセントに増税となります。なぜ今回の指定管理料に、平成31年度には半年分の消費税増税分を、また平成32年と33年度には1年分の消費税増税分を加えられなかったのか、お伺いをいたします。

なお、この指定管理料につきましては、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）第2条債務負担行為の追加にも関連をいたしております。

次に、議第77号、日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いをいたします。

今回の改正は、人事院勧告に伴う給与の改定であり、月給を平均2パーセント、

ボーナスを0.1ヵ月分引き上げて、年間4.3ヵ月分とするものであります。広報ひの10月号に毎年掲載されておるんですが、本年10月号に掲載された日野町人事行政の運営の状況の公表、この中の平成27年度の数値、1人当たり給与費555万6,000円が、また一般行政職平均給与月額32万506円が、またラスパイレス指数98.2が、今回の改正によりどのように変わるのか、お尋ねをいたします。

次に、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）について、4点お伺いいたします。

1点目は、予算説明書、事項別明細書14ページ、15ページ、歳出第2款総務費・第4項選挙費・第11日日野町長選挙費の減額860万1,000円について、この金額をどの費目に充当されたのかお伺いいたします。私は、森田町長時代、おそばの仕事についておりました。無投票当選のときには、当時の選挙は3月7日が任期満了日であり、2月末から3月初めの選挙でありました。このため、当初予算は骨格予算であり、補正予算時に、繰り越しとなった町長選挙費用を、未来の日野町を背負う子どもたちのためにとして教育振興費に、また地域の活性化のためにとして公民館費に充当され、使途を明確にされておりました。

そこで、今回の不用となった金額860万1,000円を、どの費目に充当されたのかお尋ねをいたします。町長の無投票は今回が初めてでございますので、このことは知らなかったかなと、こういうふうにも思うところもあります。その点につきましては、また次の3月補正にどうされるのかを、あわせてお伺いいたしておきたいと思います。

2点目、予算説明書、事項別明細書10ページ、11ページ、歳入第15款県支出金・第2項県補助金・第2目民生費県補助金・第1節社会福祉費補助金説明欄の福祉医療費助成事業補助金766万5,000円についてと、16ページ、17ページ、歳出第3款民生費・第1項社会福祉費・第5目福祉医療給付費説明欄の、県単独福祉医療費助成事業の扶助費1,467万円について、お伺いいたします。

県支出金は766万5,000円、扶助費1,467万円の2分の1は、733万5,000円であります。この差33万円は、どこに充当されているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、滋賀県福祉医療費助成事業の対象者は、乳幼児、重度心身障がい者児、65から74歳老人、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦と、7つに区分されております。そこで扶助費1,467万円の内訳をお伺いいたします。

なお、乳幼児が全体に占める県の構成割合は64パーセントであり、この割合を日野町に当てはめると約940万円となり、この2分の1、約470万円が乳幼児の一部負担金対策の減となり、これが小・中学生の一部負担金軽減対策に使えるようになったと、こういうふうな解釈をできるところでございますが、お考え方をお伺いいたします。

3点目は、予算説明書、事項別明細書26ページ、27ページ、歳出第10款教育費・第5項社会教育費・第7目文化振興費説明欄の文化振興事業962万3,000円についてお伺いいたします。

この補正は、わたむきホール虹のトイレ改修、ウォシュレット型への改修経費であります。私は、平成24年9月議会の一般質問で、小学校体育館トイレを洋式化にと題して、小学校体育館トイレのウォシュレットつき洋式化を求め、再問では、公衆トイレを含める町内全公共施設のトイレの、ウォシュレットつき洋式化を求めました。また、平成25年3月議会の一般質問で、公共公衆トイレの改善についてと題しまして、高齢者や障がい者に優しい公共公衆トイレの改善として、わたむきホール虹、公民館、役場、日野駅前等々のどこの公共公衆トイレにも、個室トイレ内に物置代の設置を求めてきました。その都度、少しずつ改善がなされ、今回わたむきホール虹の全面改修となりました。役場の方が先にできており、少し後先が違ふのかなと、こういうふうにも思うところではありますが、しかし、全面改修となり、喜んでおります。全公民館のトイレのウォシュレット化は、残念ながらまだであります。いつ改修されるのか、お伺いをいたします。

また、先に申し上げました町長選挙費の不用額860万1,000円を、全公民館のトイレのウォシュレット化に充当されてはと私は考えるのですが、お考え方をお伺いいたします。

4点目は、予算説明書、給与費明細書、事項別明細書31ページの2、一般職（1）総括の、時間外勤務手当250万円の増額についてお伺いいたします。税務課における申告相談の時期や、総務課における予算編成や決算統計の時期、商工観光課のイベント実施時期等々の毎年度決まっている時期の時間外手当は、当初予算に組み込んでおられると考えております。今年度の日野町には、大きな災害が発生をいたしておりませんし、国の緊急的な大きな経済対策事業も発生していないと思いますが、この時間外手当250万円の増額の原因が何なのか、お伺いいたします。

また、広報ひの10月号に掲載された日野町人事行政の運営の状況の公表、この中の平成27年度の数値、時間外勤務手当、職員1人当たり平均支給額42万8,000円が、今回の補正によりいくらぐらいとなるのか、お尋ねいたします。

以上、3議案について、明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） おはようございます。

ただいま蒲生議員より、議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定についてのご質問をいただきました。

2点ほど質問いただきまして、1点目が、617万円という指定管理料の消費税等計

算すると、端数になるんじゃないかというような点でございます。基本的には、617万円といいますのは消費税込みの金額でございまして、割り戻しますと、議員おっしゃるとおり端数が出ます。517万2,963円という税抜きの金額となるわけですが、この617万円の算定にあたりましては、2回目に指定管理をしました平成25年から過去4年間、25年から以降の4年間の熊野ワークスさんの決算に基づきまして、今回の指定管理を算定しております。4年間の決算を平均いたしまして、各費目ごとにそれぞれ洗い出しまして、熊野ワークスさんの持ち物である施設、それから町が指定管理している施設、そこを一定区分いたしまして、日野町の指定管理をしている施設での収支を出した中で、今回の617万円という指定管理料が、ほぼ収支が整うという金額で算定をさせていただいたというところでございます。

2点目の、消費税が10パーセントに引き上げが、平成31年10月の予定であるということで、今回指定管理料に含まれていないということでございますが、消費税10パーセント引き上げにつきましの議論が、国の方で何度もされまして、二度の延期がされたということで、今回この5年間の指定管理料を決定するにあたりましては、そういった経過を踏まえまして、先がなかなか読めない。国民世論と有識者の議論もあった中で、そういった延期がされたわけですので、なかなか先が分からないということで、今回は、現在の8パーセントという数字の中での算定で、提案をさせていただいたというところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） おはようございます。

ただいま蒲生議員の方から、何点がご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目に、議第77号の日野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関連して、3点ほどご質問をいただきました。

1点目の、1人当たりの給与費、これは人事行政の報告の555万6,000円の金額でございますけど、これは既に報告している数値でございますけれども、これは平成27年度の一般会計の給与費の決算額を、平成27年7月1日現在での人数、職員数190人で割った平均でございまして、これに対応する数値は、平成28年度の決算額が確定した後に、平成28年4月1日の職員数で割るということで出てくる額となるものでございますが、仮に今年度の、今の12月補正後の現計予算の給与費10億7,205万6,000円を、平成28年4月1日の職員数の、これは一般会計の部分でございまして、193人で割りますと、555万5,000円と試算できるということでございます。額としては、1,000円少なくなるということでございます。これは、今回提案の給与改定による引き上げ分を反映するものとなりますけれども、平成27年度末の退職者と平成28年度の新規採用者の関係で、その割合が比較的多かったことから、平均年齢が引き

下がるということと等の原因によりまして、平均数値の試算値としては下がるということになるというふうに思っています。

次に2つ目の、平成28年に公表いたしました資料、一般行政職の平均給料月額32万506円は、平成27年4月1日現在における税務職ですとか保育職、教諭などを除く一般行政職で118人になるわけですが、給料月額の平均額というものが記載されているものでございます。これは、国が行います給与実態調査に基づく数値で、全国、県と比較できる数値ということで、そういう基準を用いるということになってございます。

それで、この金額につきましては、平成26年に行いました給与改定を反映した数値でありまして、平成27年の給与改定については、まだ反映されていない数値というのが、この額になります。今回の改定が反映されるのは、平成29年4月1日の給与実態調査の時点ということになるものでございます。

このことから、ご質問の32万506円と直接比較できる数値ではございませんけれども、今年度の給料改定後の額を見込んで試算をいたしますと、31万3,813円と試算できます。平均としては少し下がる、6,700円程度下がることにはなりますが、これも平成27年4月1日の職員の平均年齢よりも、平成28年4月1日の職員の平均年齢が下がったことによりまして額が下がると、そういうことになるものと考えています。

次に3点目の、ラスパイレス指数の関係で、98.2が、今回の給与改定についてどう変わるのかというご質問です。この98.2というのは、昨年12月下旬に国の総務省の方からまとめて発表されたというものでございます。今年も、今月下旬に総務省が発表するということに、予定になっています。その数値は、今年度の給与改定分は含まれていない数値ということになります。給与改定後の町職員のラスパイレス指数がどうなるのかというご質問でございますけど、町のラスパイレス指数を出すもとの比較対象となります国家公務員の改定後の数値というのは、来年の調査時点にならないと出てきませんので、比べるべき国の数値が出てきませんので、町の給与を改定したときのラスパイレス指数というのを、今のところ出せない、そういうことになりますので、よろしくお願いします。今年度末に発表をされるラスパイレス指数につきましては、一応98.7程度になるんじゃないかということに、見込んでおるところでございます。

それから、そういうことでございますけれども、今回の給与改定の影響額について。まず、一般職の給与改定は、平均で0.2パーセントの増額改定を行うものでございます。その給料の増額分として見込んでおります160万3,000円を、引き上げの対象となります職員146人で割りますと、1人当たり平均額が、年間額で1万980円、1ヵ月当たりでいいますと915円の引き上げ額となります。

なお、平成28年4月1日の一般職員の数211人ですが、平成27年の4月か

らの、公務員給与制度の総合的見直しによる給料表の引き下げがございました。伴って、現給保証制度というのが3年間ございまして、それに65人が該当をしておりますことから、今回の給与改定により、実際の引き上げ対象となるのは146人ということでございます。

次に、勤勉手当は0.1月分を増額改定するというので、その増額分として見込んでおります674万6,000円を、対象職員の211人で割りますと、平均で勤勉手当につきましては、3万1,972円の増額となるというふうに考えております。

また、これ以外に、期末手当のはね返し分ですとか共済費等で、その分で178万円の増額を見込んでいるところでございます。

次に、議第80号の一般会計補正予算（第2号）に関しまして、何点かご質問いただきました。

その1点目の、日野町長選挙費用の減額補正860万1,000円の充当等についてということでございます。この減額予算分につきましては、通常の一般財源ということを見て、特にそれを財源として特定をせず、全体の補正予算の中で計上を行ったものでございます。

次に、3点目の、公共施設のトイレのウォシュレット化に関連して、その町長選挙の減額分を充当すべきではないかというご質問でございました。町全体の公共施設の維持管理や修繕の対応の中で、老朽度合いを含めて、限られた財源をどのように配分するかを、全体としてトータルに考慮して対応していきたいというふうに思います。

それから、次の4点目の時間外手当の補正の250万円の増額の要因は、どういうことかということでございます。当初見込んで、想定をしていなかった以上に、増額分ということの内容につきましては、何点かございます。

1つは、マイナンバー制度の導入に伴いまして、マイナンバーカードの交付関連事務というのが大変多くなっているということと、それから戸籍とか住民窓口の受け付けのところの転入、転出時の、マイナンバーカードの記載事項の変更事務ですとか、出生時のときの新たなマイナンバー取得に関する事務ですとか、そういうものが戸籍・住民のところで増えてきて、実績として時間外が増えてきているということが1つの要因でございます。

次に、保育所の運営事業の方で、少し増額をお願いしています。これにつきましては、早朝ですとか遅番のローテーションのための、ローテーション勤務を行う必要があるんですけども、そのための嘱託職員さん、また臨時職員さんが、想定どおりに採用できなかったということもございまして、正規職員の時間外が少し増えると、そういうことが1つの要因でございます。

また、障がい者の福祉のところでも、増額を見込んでおるんですけども、これ

につきましては、障がい者の福祉事務対応に対して、ケースの検討会議などが相当増えてきている、そういうことで増額をしているところがございます。

それからあと、地方創生交付金に関連する事務の増、それから電算情報セキュリティ強化に関する事務の増というもの等で、時間外の増額を見込んでいるところでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） おはようございます。

蒲生議員の方より、福祉医療費助成事業にかかわって、質問をいただきました。

先に、県単独福祉医療の扶助費1,467万円の内訳ということでございますので、その内訳の方を申し上げます。乳幼児の自己負担にかかる額960万円、低所得者老人にかかる額700万円、母子家庭にかかる額143万円の減、重度心身障がい老人にかかる額50万円の減、合計1,467万と見て、補正予算を計上してございます。したがって、議員が見込まれております乳幼児にかかる費用の2分の1相当額につきましては、960万円の半分、約480万円が一般財源の軽減と見ることができます。しかし、子ども医療費の充実にあたっては、他の福祉施策の中で財源を必要とするもの等がございますので、慎重に進める必要はあるのかなというふうに考えておるところでございます。

次に、最初に質問をいただきました、県支出金と扶助費で差が生じているが、どこに充当したかということでございます。先に申し上げました内訳のうち、重度心身障がい者老人の歳入で、減額25万円を計上してございます。歳出の役務費につきましては、請求事務、審査支払い、共同電算処理と、3つの手数料を見ております。このうちの審査支払手数料は、支払手数料補助金として7万1,000円を入で計上しております。

請求事務にかかる手数料は、医療費助成事業補助金で計上する県とのルールにより、その手数料増額部分16万1,000円を計上しておりまして、差し引き合計1,533万1,000円となり、その2分の1相当額の766万5,000円を、医療費助成費補助金として入の計上としておるものでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） おはようございます。

蒲生議員様の方より、ただいま日野町全ての公民館に、トイレウォシュレット機能のついたトイレ改修をしたらどうかということでの質問をいただきました。

現在、各地区公民館におきましては、女性用のトイレにつきましては、洋式便器が最低1器据えつけられています。また、男性用のトイレにつきましては、東桜谷公民館、必佐公民館を除きますほかの地区公民館には、最低1器は設置できていますところから、平成29年度中に、東桜谷公民館、必佐公民館へも、洋式便器ウォシ

ュレット機能つきですが、改修をする予定をしているところでございます。

そういったところで、少しずつでございますが、公民館の要望を聞きながら、洋式便器への改修を進めてきているところでございます。

ご質問の、全ての公民館トイレの便器を、ウォシュレット機能つき洋式便器にということでのご質問でございますが、現在のトイレスペースで設置が可能かということが、大きな課題になっています。改修することによりまして、少しスペース的に、洋式にすることで大きく場所が必要となることから、便器数が減ることにもなりますし、ドアが内開きから外開きにするといったようなことで、通路も狭くなることも考えられます。そういったところから、各地区公民館とも十分に相談しながら、どのような改修ができるのか、利用者のサービス等も考えながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8 番（蒲生行正君） それでは、少し再問をさせていただきます。

第1点目の、議第72号についてであります。藤澤課長が言われたことはよく分かるんですが、もとの金額がきちっとした整数であって、それに掛けていくのが本来かなと、こういうふうに思いまして、日野町分がこの半端になっている、こういうことは普通はないのかなと。普通であれば、そういう571万2,963円やったら571万3,000円とか、こういうふうに改めて、それに1.08を掛ける、これが通常であるのかなと、こういうふうに私は思います。

また2点目の、消費税の増税時のことでございますが、増になったら、そのときには再提案、これをされると、こういうふうに、今のお話ではそういうふうに解釈をするんですが、その点、確認をしておきたいなと。このままやられたのでは、熊野ワークスさんもたまったものではないので、伺っておきます。

次に、補正予算についてであります。

補正予算については、補正予算の中の1番目の、町長選挙費用が不用になった、この点でございます。森田町長時代、二度、無投票当選がございました。2期目と3期目であったと、こういうふうに思っています。そのとき私もおそばにおったところでございまして、その経費を通常の一般財源にせず、明確化されたと、こういうところでございます。先ほど申し上げました公民館のトイレの改修とか、そういう点、平成29年度に改修を予定されておると、これでしたら、これを早めて、28年度の最終3月補正にでも組み込まれてされる、その方がきちっと明確化されますし、また町長として、それを選挙が無投票になった。それをそういうふうに還元したと、こういう形にきちっとできるのかなと、こういうふうに思います。その点については、町長にお考えをお伺いしたいなと思います。

戻りまして、福祉医療助成費についてでございます。この経費につきましては、

私は、町が一般財源が軽減される額を470万円と試算していましたが、住民課長の試算では480万円と、10万円たくさん、本来町がこの分を持っていれば助かったと、こういう形になるところでございます。その点、これだけの財源ができてきた、それをまた次に生かすということを、またこれを明日の一般質問で行いたいと思いますので、その点、予告をさせていただいております。

次に、時間外手当の件でございます。マイナンバー制度とか、そういうようなのが変わった、それで要ると、これはよく理解できたところでございます。ただ、時間外手当についてでございますが、昨今、非常に大きな問題になってきておりまして、本年10月、滋賀県職員の長時間時間外勤務が発覚いたしまして、公務員もブラックかと、こういう新聞報道がなされたところでございまして、大きな社会問題となりました。日野町職員がどうなのか、そういう点を心配もいたしておるところでございます。長時間勤務による過労が、町職員の健康や町の財政への影響が懸念をされます。このことは、ひいては町民サービスの低下にもつながってまいります。先ほど、職員1人当たりの時間外勤務手当の平均支給額を伺ったところでございますが、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間、額ではなくして時間を伺いたいなと、こういうふうに思います。

また、滋賀県では、長時間時間外勤務が発覚した後、定時退庁日の徹底や、2ヵ月連続で長時間勤務をした職員の所属長に改善策を報告させるなど、対策を強化されたところでございます。日野町における長時間勤務を減らす対策を、どうされているのか、お尋ねをいたします。

以上、答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 蒲生議員より、議第72号につきまして、再質問いただきました。

1点目の消費税の件でございます。税の算定にあたりまして、税込みで収支を整えてきたということで、617万円という数字をはじき出しておりまして、そういった消費税を抜きますと、端数ができるわけでございますが、次回より検討してまいりたいというふうに思います。

もう1点、10パーセントに改定になったときの対応でございます。当然、グリの利用料が相当大きなウエートをしておりますので、使用料等の関係もございまして、10パーセントに改定になりましたときには、使用料とあわせまして、指定管理料も検討して、同じように改定をしてみたいというふうに思っています。

これは26年の8パーセントに増税になりましたときも、同じような対応をさせていただいておりますので、そういういった対応をさせていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

ただいま蒲生議員から、町長選挙の無投票に伴う執行残の扱いについて、ご質問をいただきました。

森田町長さんの時代については、その執行残については、一定、教育費だとか社会教育費の方へ振り向けて、町民の皆さんに使途を明確にしたと、こういうお話であったわけではありますが、その点については、私は十分承知をいたしておりませんが、そういうやり方もあるのかなというふうにお聞かせをいただきました。

蒲生議員もおっしゃっていただきましたけれども、私としては、選挙が無投票になったということは、正直ほっとしたところでもございますので、そういう形で町民の皆さんに分かりやすく使途を限定して執行するというのも、1つの考え方だなというふうにお聞かせをいただきましたが、一方で、選挙というのは民主主義における必要なコストでもありますので、なかったのよかったなというのは、私としてはそうであったとしても、一般的には、選挙は行われる必要コストであるということからすると、そこにトータルとして期待されることになることについて、どうなのかなという気もいたしますので、限られた財源の中で、一般財源として執行残をトータルとして有効活用させていただくと、こういうことで、今回の補正予算を提出させていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 蒲生議員さんの方から、時間外勤務時間に関して質疑をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、時間外の勤務時間に関してでございますけれども、平成27年度の方と、平成28年度の9月までの前期分ということで見たところでございますけれども、平成27年度におきましての時間外勤務の総合計時間というのが、職員全部の4万3,472時間ということでございました。それで、1ヵ月でも100時間を超えた職員というのが、27年度は19人おりました。それから同じく1ヵ月でも80時間を超えた職員というのが35人ということで、あったということでございます。月平均としましては、最高が95時間という職員がおります。月平均で80時間を超えているというのが、2人というのが27年度でございました。

時間外勤務が増えてきているということは、大変私も心配してございまして、それに見合います業務量が増えてきている、そういうことかなというふうに思っております。

それで、平成28年度4月から9月までの前半の半期でございますけれども、今のに対応します時間でいいますと、半年間の勤務時間の総合計は2万4,774時間ということで、先ほど申し上げました27年度1年間の時間数から見ますと、半年ベースで計算しますと10パーセント、時間数は増えているということに、今のところなっ

ざいます。これは前半、後半の事務量もございますので、そのまま2倍になるとは
思いませんが、そういうことに今なっています。

それで、この28年度の半年間で、1ヵ月でも100時間を超えた職員というのは、今
のところ12名おります。それから、同じく1ヵ月間で80時間を超えた職員というの
は22名ということで、27年度に比べますと、今の人数については半期ということ
を考えますと、少し上がっているというふうに思っております。

この半期だけで見ますと、28年度は月平均最高は100時間を超えておる職員もおり
ますし、月時間で80時間を超えている職員でも4人いると、そういう状況になって
おりまして、27年度に比べると数値が上がっているということでございます。

その時間外の対策はということでございますが、やっぱり住民さんへのそういう
業務を行う中で、なかなか簡単に時間外の時間数を減らすという対策はないわけ
ですけれども、1つは、毎週水曜日にノー残業デーということを設定しまして、庁内
放送を流させていただいて、緊急の用務でない場合には帰りましょうと、そうい
うことで放送させていただいて、取り組みをさせていただいているのが1つ。それ
から、今年度からは、国の方の施策でありますけれども、ストレスチェックというの
を各職場ですということになってございまして、日野町役場の方でも、今年度から
ストレスチェックの事務に取り組むということで、今、集計中、そういうことで
ございます。

それからあと、その業務の内容については、やっぱりスクラップ・アンド・ビル
ドといいますか、そういうものを徹底して見直していくということが必要になる、
大事なかなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 時間外勤務について、一言申し上げたいなと、かように思
います。

非常に増えてきておるということは、今、お伺いをいたしました。こういう状況
では、かえって、逆に町民サービスの低下につながってくるし、また、職員の、こ
ういうことによって、交通事故とかいろんな事故等も逆に心配をされます。このよ
うなことがないように、これは管理職の責任にもつながってくるのかなと、こうい
うふうに思います。そういうことを踏まえて、県の方では、2ヵ月連続で長時間勤
務をした職員の所属長に改善策の報告をさせる、こういうことを行っておられます。

今、お聞きしたら、毎月80時間というのが4名もおられると、こういうところで、
これはいかがなものかなと、かように思います。早急にそういう対策を取っていた
きたいと、かように思います。この点については、副町長がどう考えておられる
のか、これは今大事になろうかと思います。最後に副町長のお考えをお伺いいたし
ます。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） おはようございます。

時間外のことについてご質問いただきました。

私も県の新聞等を見まして、かなり長時間になっているということを、今、認識しております。先ほど総務課長が申しましたとおり、ノー残業デー等も設けておりますけれども、やはり業務が1人に固まったりしていますので、主監課長会議におきましても、管理職がきちっとその職員を見ていてあげて、やはり健康面もございまして、何とかそういう分散をできないかどうかを検討しろというふうに、ちょっと申し上げております。いろいろと今ご提案いただきましたので、今後、いろんなことを検討してまいりたいと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）について、17ページの歳出民生費・障害福祉費の自立支援医療費（更生医療）支給事業についてお尋ねをいたします。

この更生医療とは、どのような方が対象となるのか。また、そのどのような病名が値するのか。また、今回は人工透析の方が増えているとの説明でありましたが、その増加状況と原因などをお教え願いたいと思います。

続いて、同じく17ページの歳出民生費・福祉医療給付費・県単独福祉医療については、今、蒲生議員が聞いていただきましたので、その下の、町単独福祉医療費助成事業160万3,000円の減額について、お尋ねいたします。

先ほどのこの蒲生議員の質問で、乳幼児の医療費の窓口負担、就学前までの500万がなくなったということで、480万町財政が助かるという話がありました。しかし、今減額されているのは160万3,000円ですので、これは多分、中学校卒業までの医療費の助成を行ったことの関係かなと思うんですが、その増額、減額の内訳を教えてくださいたいと思います。

次に、議第81号、平成28年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、47ページの歳出保険給付費で、一般被保険者の療養給付費、また高額療養費、ともに伸びており、また、退職被保険者の療養給付費、高額療養費の減となっています。これは、退職被保険者数が減って、一般被保険者に移ったことだとのことですが、この退職者の保険に入ってもらっていることで、今まで国保会計が助かっていたところもあったので、それを私たちも勧めていたわけですが、それが平成27年度、昨年3月に制度廃止となりました。この制度の廃止後の意向の動向と、また既に加入されている方は、いつまでこの制度を適用が受けられるのかを、

お教え願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） おはようございます。

ただいま池元議員の方から、議第80号、一般会計補正予算について、ご質問をいただきました。

まず、更生医療とはということでございます。更生医療につきましては、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去、また軽減する手術などの治療により、確実に効果が期待できる方というふうなことが定められております。

病名につきましては、腎臓機能、小腸機能、免疫機能、そして心臓機能障害、これにつきましては、心臓移植後の抗免疫治療に限る。また、肝臓機能障害、これは肝臓移植後の抗免疫治療に限るというふうに定められております。

そして、透析患者が増えているということで、その状況につきましては、本年度の当初予算を見積もらせていただく状況におきまして、町内において12人、これは昨年度の前期の実績をもとに予算を見ているわけでございますが、その段階で12人分であったものが、現在の実績で35人というふうに、急激に増えている状況がございます。このことにつきましては、生活習慣病等に対する、早期の治療などが重要になってくるのではないかとというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） ただいま池元議員の方から、町単独福祉医療助成事業の関係の内訳の方、聞かれたわけでございます。

これにつきましては、先ほどの県の方、乳幼児の自己負担部分減になったわけでございますが、このことにつきまして、先ほど申し上げました金額のほかに、町の方で行っております重度心身障がい者にかかる費用なり、母子家庭、また小・中学校の子ども医療にかかる部分ということで、この辺、昨年までの経過、また9月までの動向を見きわめながら、各項目ごとに見直しを行いまして、トータル的に考えまして、減額の方が160万3,000円になっておるというものでございまして、とりわけ、子ども医療の部分で、高学年になりますと、若干かかる費用が少なく済むのかなという思いもございましたが、実際のところは、低学年であっても高学年であっても、費用の方が大きく変わっていないというのが実情でございますので、その辺の費用につきましても、見直しをさせていただいたところでございます。

続きまして、国保の特別会計にかかる部分の退職被保険者の動向ということで、お聞きをいたしました。これにつきましては、委員申されましたように、平成27年3月末で制度の方が廃止になってございます。これにつきましては、厚生年金なり

共済年金加入者20年以上等の方が対象ということになりますので、国民健康保険医療費の必要性が高まる、退職後に社会保険等抜けて加入される方が多いため、医療保険制度間の負担の公平を保つということでされた制度でございまして、これにつきましては、65歳までの方が一応対象ということで、平成27年4月より新規加入はないということで、毎年対象者が減っていくということになりますので、その部分で減額の方ということでございまして、数的にいいますと、27年3月末退職者該当者数が440名でございまして、28年3月末では278人となってございます。28年9月末になりますと210人と、また減っておるということで、65歳を迎えられると抜けられるということで、だんだんと少なくなっていくますし、また、該当されておった方が再就職をされますと、この退職から新たに待たんと、社会保険の方に入られたりするということがございますので、ちょっと数の読みにくい部分がございまして関係で、それに該当します退職者被保険者の療養給付費等につきましては、減額ということになります。

それと、一般保険者云々の部分につきましては、全体的な人数が変わっていないのが現状でございまして、その分、減った方が一般に移られるという形もございまして、なおかつ、医療費の方につきましては、高どまりしているというか、若干伸びておる状況もございまして、今回の補正という形で対応させていただくというふうになりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 1点だけ、再質問させていただきます。

町単独福祉医療のところなんですけれども、先ほど言いましたように、県からの500円の窓口負担がなくなったことで、その分が減額になるわけですね。町の単独福祉医療からすれば、減額になると。私も中学校卒業まで、この10月から福祉医療の助成が始まったので、その部分かなとは思ったんですけども、先ほど言われたように、高学年になればなるほど、中学校になれば、中学校になっても、なるほど、医療費は少なくて済むんじゃないかなというふうに、私も思っておりましたが、そうでないところの原因、そうでなかったところの原因は何だったんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 小学校にかかる医療が、どういう形になっておるかということになるかと思いますが、1枚1枚、正直、レセプトを見ているわけではございませんが、高学年になりますと、やっぱり活発化がされる、活動されるということで、けがも多ございますし、また、歯科の部分等でかかっておられる方が多いのかなというふうでございまして、低学年と高学年に余り差はないというふうな状況になっているところでございます、トータル的に見ていました平均より、少し上がっておるという状況でございまして、その分、補正をさせていただいたという形

になります。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） このまだ10月から始まったところですので、きちっと把握はできていないのかなと思いますが、中学生の医療費の状況というのは、全然まだ分からない状況ですか。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 中学校、10月から始めまして、2ヵ月後に初めてその状況が分かってくるということになりますので、支払いにつきましては12月分からということになりますので、今のところ分かっていないというところでございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは私の方からは、2件について質疑を行います。

まずはじめに、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）、このうち事項別明細書の24ページでございますが、第9款消防費のうち、備品購入費として消防施設整備事業、西大路地区の消防用小型動力ポンプを購入するという経費でございます。これは、150万ということで説明を受けました。このことから、次のことについてお伺いをいたします。

この備品購入は、消防自動車と同じように、何年間、経過したから購入されようとしているものかをお伺いいたします。

また、この小型動力ポンプの購入には、確かに地元負担が約60万必要だということを説明を受けております。これは西大路の大字じゃなくて、西大路地区の第1分団の小型ポンプではないんでしょうか。分団が所有する小型ポンプであれば、どうして地元負担が必要なのかをお聞きしたいと思います。

2つ目は、報第8号、専決処分の報告についてであります。損害賠償の額を定めることについて、損害賠償額23万1,145円であります。またまた今回も、職員の対物事故の報告でありました。説明によりますと、交差点で右折する際に、前方の車両への追突事故を起こしてしまったと。これはどういうこと、何を考えて運転しておるのか、あるいはどこを見ながら、直進でも追い越しでもありませんので、どうして交差点で追突するのかなというので、大変理解に苦しむところでございます。安全運転管理者は、日ごろから職員に対してどのような指導をしているのかを、お伺いしたいと思います。

ちなみに、公用車の事故一覧を、資料を見せていただきました。去年は7件、一昨年は6件、そしてその前、平成25年は5件でありました。今年はもう1件少なければ、去年の半減になるわけですが、この点についても、安全運転管理者は、せっかく去年に比べて半減するのにというふうに思うんですが、この辺のお考

えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（高橋正一君） 富田議員の方から、2点質問をいただきました。

まず、議第80号の一般会計補正予算の関係で、消防施設整備事業の消防可搬式の小型ポンプの購入についてのことでございます。これにつきましては、今おっしゃっていただきましたように、西大路地区として小型動力ポンプを、消防ポンプを購入するということで、以前からそのような形で購入をしていただいているというものでございます。今回も、地元といいますか、西大路自治会として小型消防ポンプを購入したいということで、申し出を受けたところでございます。

これにつきましては、現在の所有しているポンプがかなり老朽化をしているので、この事業で購入をしたいということで、お申し出を受けたものでございます。

これの基準につきましては、130万円を一応基本額としていまして、その30パーセントにあたる部分と、あと、130万円を超える部分については地元負担をお願いすると、そういうことで、地元負担分をお願いするということでございますので、よろしく願いいたします。

設置については、第1分団の詰所のところに、ずっと置かれるというものでございまして、今回もそのような形にされるというふうには、お聞きをしているところでございます。

次に、報第1号の、交通事故によります賠償金の専決報告につきまして、安全運転管理者としては、どのような指導しているのかと、そういうことでございます。

前回の定例会に引き続きまして、賠償金の議案の専決報告することになりまして大変申しわけなく、公用車でそのような賠償をするということで、大変申しわけなく思っているところでございます。

交通事故の注意につきましては、町でいいますと、4月には職員の服務ということで、交通安全ですとかそういうことについて、副町長の方から課長会等を通じて訓示をさせていただいているということでございます。また、春の交通安全運動にも、管理職を含め参加をさせていただいている。また、今年につきましては、8月に総務課長名で、全職員に交通法規の順守および安全運転に係る注意事項の管理とすることをさせていただいたところでもございます。

また、9月6日にも、職員の交通事故違反の、それから事故だけではなくて、交通違反等の発生状況について、注意の指示をさせていただいたということでもございます。

それから9月21日から年末にかけては、職域の無事故無違反運動ということで、日野町役場では30名の職員が参加をして、無事故無違反の100日運動というもの

に参加をさせていただいております、注意喚起をしてきているところでございます。

また、12月には、冬用のタイヤに装着を確認することで注意を促して、またその装着をされたかどうかということの確認も、12月5日の方に一応させていただいていると、そういうことでございます。

それから、年末年始に向けましては、また交通事故や交通事故の防止について、副町長の方からも訓示をさせていただいているということもございます。

そういうことで、してきているわけでございますが、少し注意すれば防げたのになど、そういう事故でございます。そのことに関しては、安全運転管理者としては、大変申しわけないなというふうに思っております。今後、引き続き、交通安全、安全運転、それから違反のないようにということで、注意を喚起していきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 今の可搬式の小型ポンプなんですが、これというのは、いわゆる老朽化、年数は関係ないんですね。消防ポンプ車によりますところは、15年経過したら更新するということですが、その辺がどうなのかのと、消防自動車のような高額のを、一昨年度日野消防団に入れていただいたときから、もう地元負担がなくなったというふうにお伺いしておるわけですので、どうして分団が所有する、あるいは管理する小型ポンプを、町が経費の負担ができないのか、再度お伺いをいたします。

それから専決処分の件ですが、今、先ほどちょっと公用車の事故の一覧を見せてもらったと言いましたが、町の補償額を決めたところと、決めて、今こうして報告があるわけですが、今回も公用車の修理代が計上されていないように、ここには書いておるんですが、当然傷んでいるはずやと思うんです。この辺は記入もなし、あるいは、これは報告は普通ないのかどうか知りませんが、時には、平成26年、町の賠償額が18万に対して、公用車が19万修理したというような経過もございますので、この辺の報告がどうしてもできないのかなというふうに思いますので、その点、もう一度お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） それでは、何点か再質疑をいただきました。

まず、西大路の自治会さんで購入を希望されております、小型の消防の可搬式ポンプについてでございますけれども、年数はどうなのかと、そういう基準はあるのかということでございますけれども、これにつきましては、それぞれの自治会さんで、そういう小型消防ポンプを所有していただいているところが多いわけでございますけれども、その管理の内容ですとか使用の頻度によりまして、老朽化ぐあいと

というのが大分異なりますので、これにつきましては、何年たっていないとそういう事業をしないという、年数を決めているものではございません。傷みぐあい、老朽ぐあいで、申請があればそれをお受けさせていただくというか、予算に上げさせてもらおうと、そういうことで事情をお聞きして、上げてきているところでございます。

それから、今回の消防ポンプにつきましては、第1分団、西大路分団、西大路のところで保管はしておりますけれども、西大路自治会として小型の可搬式ポンプを購入される、そういうことの経緯で来てございますので、地元が購入される小型消防ポンプという考えた方で、させてもらっているところでございます。

それから次の、公用車の方の事故にかかります修理代ということでございますが、これにつきましては、町の方で公用車の任意保険に入っているわけございまして、その保険代が保険会社の方から町村会を通じて、保険会社の方から入ったものを通じて、町の方の公用車の破損については修繕をさせていただいているということで、歳出予算の方には上がってはこないものでございますので、そういうことで、そこに全部そういう意味の報告は、させていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） もう1点、さらにといいますか、今、一昨年、南比都佐に小型の軽トラックに乗せる小型動力ポンプの搬送車、これを購入していただきました。そうしたら、それがもしも老朽化したとか、あるいはちょっと古くなったから買いたいと、買いかえたいというときにも、地元負担が要るんですか。これは、ほんでこの間11月に、第3分団の必佐地区の消防自動車の入魂祭がありましたが、この消防自動車と同じ扱いなら、小型ポンプも負担を持つのはおかしいと思うんですが、その辺をもう一度、再度お聞きしたいと思います。

消防自動車は、ご存じのように、町内1、2、3分団の中に5台あるわけでした、小型動力は各地区に配備されていると思うんです。それを老朽化なり何なりで購入するときに、どうして地元負担が要るのかなということを聞いているんですけども、もし今、それがどうこうと言えないのであれば、ぜひとも地元負担のないように要望したいんですが、もう一度、総務課長。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 西大路自治会からの関係で、小型動力ポンプの関係でご質問いただきました。

今回購入します小型動力ポンプ、西大路の分につきましては、西大路自治会さんが購入をされるということで、今までから設置をされてこられましたし、今回も、西大路自治会さんとして、小型動力ポンプを買おうと、そういうことですので、各集落さんですとか自治会さんで購入をされる小型動力ポンプと同じ扱いということで、今回上げさせてもらっているものでございます。

それと、先ほど申されました、南比都佐の詰所のところに置いた小型動力ポンプにつきましては、これはそのときの経過がありまして、消防団の扱いといいますか、そういう形で協議がなされて購入をされたと、そういう経過があるものかなと私は思っております、その更新につきましては、少し今の西大路のポンプの扱いとは違うのかなとは思いますが、それはそのときに協議をさせてもらうということになるのではないかと、私は思っております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） もう質問できませんので、ぜひとも、分団が所有あるいは管理する消防関係の備品につきましては、町として当然負担をしてやってほしいと思います。地元負担がないように、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

－休憩 10時30分－

－再開 10時45分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（高橋正一君） 先ほどの富田議員さんからの質疑の中の、消防の可搬式ポンプについて、再度追加で説明をさせていただきます。

まず、分団で所有されている可搬式ポンプということと、自治会所有のポンプということで、ちょっと私の方が正確な答弁ができていなかったわけですが、現在、消防団として所有をしております可搬式ポンプは2台ということで、1つは第3分団で、必佐の詰所のところには消防車があるということですが、第3分団の南比都佐詰所には消防車両がないということで、可搬式の消防ポンプを、これは町の方で購入させていただいて、配備をさせていただいているというものでございます。

それからもう1台は、第2分団で、中之郷のところの詰所には消防車があるということですが、西桜谷の方にはポンプがないのでということで、可搬式の小型ポンプを買わせていただいているわけですが、置き場所については、中之郷の詰所のところに置いているというものがございます。

それであと、第1分団の鎌掛と日野と西大路につきましては、それぞれ消防車両がございまして、消防団としての可搬式ポンプは配置していないと、そういう状況になってございます。今回購入をいただきます西大路自治会さんで購入いただくポンプですが、配置については、西大路の詰所のところに置くと、そういうところで、地元さんからの購入ということでさせてもらうものでございます。

先ほど言いました、消防団として配備している可搬式ポンプについては、地元負担をいずれももらっておりませんし、そういうことはこれからはないということになるというふうに思います。

それからもう1点、公用車の保険と修繕に関しまして、公用車の方の故障があった場合の修繕をどうかということでしたが、保険料につきましては、町の方の自損事故という扱いで、保険が給付されると、修理せんならんで保険給付されるという場合には、町の歳入に、保険会社の保険給付金というのは入ってきまして、町の持っています修繕費から支出をして公用車を修理すると、そういう流れになりますので、直接直すということではなかったもので、修正をさせていただきます。

それと、今、報告をさせていただきました専決の関係で、町の修繕費用はどうかということでしたが、これについては、町の公用車は修繕する必要がなかったもので、今回は修繕をいたしておりません。

議長（杉浦和人君） それでは、質疑を許可いたします。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） おはようございます。それでは、早速始めさせていただきます。

大きく2点ございまして、まず1点目でございますが、議第74号、日野町交通安全対策会議設置条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いをいたします。

今回の改正は用語の改正ということで、議案自体に反対するものではございませんが、この機会に、交通安全対策会議設置条例、その会議というものについて、お教えをいただきたいと思います。

昭和46年に設置された条例ということですが、そもそもどういった経緯で、まず設置されたものなのか。そして、この選出されている委員、そしてこの会議がどのような頻度で開催されて、どういった内容を扱っておられるのかを、まずお伺いさせていただきます。

そして、大きく2点目でございますが、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）についてお伺いをいたします。

今回の補正予算の歳出の部分に、土地改良施設維持管理適正化事業ということで、226万7,000円の補正が組まれています。奥之池にある丸尾溜の修繕ということですが、まず、日野川流域土地改良区が管理する農業用施設の修繕に必要な経費について、関係市町でどのような負担の取り決めがなされているのか、改めてお教えをいただきたいと思います。

その上で、今回の丸尾溜の費用負担額について、再度でございますが、ご説明をいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） ただいま堀江議員の方から、交通安全対策の関係につきまして、日野町交通安全対策会議の内容につきまして、ご質問いただきました。

経緯でございますが、交通安全の基本計画を作成するものでございまして、交通

安全に関する総合的な施策で重要なものの企画に関する審議、あるいはその実施を推進することを目的として、中央の国でつくっております中央交通安全対策会議で開催をされましたその内容をもとに、都道府県、そして町でその計画を順次策定をしていくものでございます。

先日の対策委員さんでございますけども、町の場合は、日野町長が会長になりまして、国道の事務所の保全対策課、あるいは東近江土木事務所の所長さん、そして東近江警察署の署長、そして東近江行政組合の消防長、そして日野町の関係します担当課の職員を入れまして、会議を開催するものでございます。

また、どういう頻度で会議が開催されているかといったようなご質問でございますけれども、この計画につきましては、法律の中では、何年に一度という決まりはないわけでございますけれども、国の方で計画期間が5年で計画をされてございますので、それに基づきまして、県の方でも5年で計画をしているということでございます。

今回は、平成28年から平成32年までの5年間の、第10次の交通計画を作成するものでございまして、会議につきましては、その交通計画を作成するにあたりまして、委員の皆様方にお集まりをいただき、その内容をご審議いただき、計画を作成すると、こういった手順で進めるものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ただいま堀江議員より、議第80号の一般会計補正予算についてご質問いただきました。

土地改良施設維持管理適正化事業226万7,000円の関係でございます。

1点目の、日野川流域の事業になりますので、負担金の取り決めはどうかというところでございます。まず、流域の施設の修理におきましては、まず第一に、有利な補助事業を選択するというのが、第一条件でございます。そういった中で、いろんな事業がございます。それによって、補助率も変わってきます。国が50パーセント補助のものもあれば、30パーセント補助のものもあると。そういった事業によりまして、それぞれの町の負担率を決めさせていただいております。

もう1つ大きなものは、その町に属する施設であるかというところで、負担率が変わります。今の奥之池につきましては、日野町にございますためですので、東近江、竜王等ございますけれども、そこは負担率が高くなっておりまして、20パーセントの負担というような計算でなっておりますのでございます。

今回補正させていただきます226万7,000円につきましては、実は奥之池の丸尾溜だけではなくて、竜王町の施設もございます。含んでの計算となっております。丸尾溜につきましては、1,000万を超える事業という工事費になるということで、土地

改良維持管理施設適正化事業がふさわしいということで、国30パーセント、県30パーセントの補助で、各市町のあとの負担というふうになっておりまして、先ほど言いました、日野町が20パーセントの負担というふうになっております。あと残り、竜王町の方でゲートの修理がございまして、それは竜王町の所在でございまして、竜王町が高い負担率になっているというところで、日野町の負担率としましては、そのゲートに関しては5.479パーセントとか、そういった細かな計算となっておりますが、そういったことでトータル226万7,000円というような補正予算ということでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） それぞれ1点だけ、再質問させていただきたいと思います。

まず、交通安全対策会議ということで、5年に一度の会議ということで、第10次が平成28年からということでありまして、直近で行われた会議が、いつ、これから、去年やったんですかね。そのあたり、詳しいところをちょっと知らないもので、教えていただきたいと思います。

そして2点目、補正予算の方ですけれども、理解をさせていただきました。今後、そのアセットマネジメントということで、いろんな改修等が今後も増えていくものなのかなと思います。今後のそういった予定といいますか、そういったものがあれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） 会議でございまして、今年度の10次の計画につきましては、先ほど申し上げましたように28年から32年までの会議でございまして、現在策定をする予定でございまして、作業進めてございまして、県の方が計画を作成されましたのを受けて、計画をするものでございまして、今年度はこれから計画をするということで、現在は東近江警察署を通じまして、県警の方に、その計画の内容を照会中でございます。その素案の照会が終わりました後に、今年度末、12月末、もしくは年明け早々に、委員会を開催させていただくという予定をしております、前回開催させていただきましたのが、第9次日野町交通安全計画を作成いたします、平成23年から平成27年の際の計画策定の際に、会議を開かせていただいたというような経過でございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 堀江議員より再質問いただきました。

今後のそういった施設の修理に関する予定でございます。

大きくは国営の施設と県営の施設がございまして、それぞれアセットマネジメントなりで、長期的に工事を進めていくというような承認を受けておるところでございます。

ただ、今回のような小さなためが、日野町ですと130余りございますが、その中でも、流域に直にかかるため池には、そういったアセットマネジメントの対象には入っているんですけども、このようなためについては、そうではなくて、その都度有利な補助事業を適用して、修理にあたっていくというような対応をとるわけでございます。それは普段の維持管理の中で、修理が必要になった場合に対応していくというような計画でございます。

議長（杉浦和人君） ほかに。

3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）からの質問をしたいと思います。

2点ほどあるんですけども、1点目ですけれども、保健センターの管理事業の中で、屋根が老朽化されているということで、説明を聞きますと、昭和61年に建てられたということを、この間説明されたと思うんですけども、その中で施工内容、それと工事がいつからかかれるのか。私、目測で見たのではカラーベストの屋根だったと思うんですけども、61年度ぐらいただとアスベストが入っていると思うんですけども、上からかぶせて施工されるということも聞いております。その中の施工の内容を聞かせていただきたいのが1点目です。

2点目なんですけれども、わたむきホール虹の、先ほど、ちょっとトイレの、蒲生議員からも言われますように、洋式に変えられるということで、大変よいことだと思うんですけども、私、わたむきホール虹のトイレ、使わせていただいたの、いつも一番下の階のレインボーさんの裏のトイレだけしか使ったことないんですけども、この間の説明では、洋式14カ所、和式を洋式に15カ所変えられるということ、説明があったと思うんですけども、こんだけあるのか、ちょっと僕も分からないんですけど、2階にもあると思うんですけども、その中で、先ほど言われたように、扉の開け閉め、内側外開き、あると思うんですけども、どこのトイレでも手すりがついてあると思うんですけども、手すりの方も施工されるのか聞きたいんですけど。

その2点、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま奥平議員の方から、議第80号、補正予算についてご質問をいただきました。

保健センターの屋根につきましては、ちょうど今、別館の工事をされていまして、庁舎の3階から見ても、大分こうひどくなっているなという状況がございます。また、今年の台風においても少し雨漏れがあったということで、雨漏りにつきましては、早急に対応をすることが大切ということもございまして、今回、補正に上げさ

せていただいております。

時期につきましては、今議会で議決をいただきましたら、年明け早々から着手を、準備をしていきたいというふうに思っております。

また、施工内容につきましては、議員おっしゃられたとおり、今のカラーベストはそのままの状態、その上に鋼板をかぶせてというふうな施工という予定をしております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 奥平議員さんの方から、わたむきホール虹のトイレの改修に関連しまして、ご質問をいただきました。

現在は、わたむきホール虹につきましては、男女合わせまして37の便器、便座があることになっています。そのうち、現在のところ、洋式のは14器、和式が23器という状況です。男女合わせて8カ所のトイレがあるわけなんです、各トイレに1個ずつの和式は、残す予定をしています。それ以外を、全てウォシュレット機能付きの温かいトイレにさせていただくということで、手すりにつきましては、一定、便座が洋式になるということで、そちらの手すりについては考えてはいないところです。

あと、ドアの内開きを外開きにするとか、便器の解体や取り付けとか、また電気工事等の一式の予算ということで、今回の補正をお願いしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 質問をしたいと思います。

保健センター、今の鋼板と言われましたけれども、樋とか、そちらの方も直されるのか。それと、鋼板というのは、銅板なんですか、普通の合板になるのか、ちょっと教えていただきたいのが1点です。

トイレにつきましては、和式が1カ所。分かりました。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） 保健センターの屋根の工事につきまして、再度ご質問をいただきました。

樋につきましても、やり直すというふうになります。

また、屋根につきましては、私、ちょっとしっかりというあれがないんですが、ガルバリウム鋼板でやるというふうに、確か伺っておりました。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） わたむきホール虹のトイレの、和式の関係で再質問いただきました。

和式につきましては、各8カ所あるうちの1カ所、1つずつを残しまして、和式

はそのまま1つずつ、1ヵ所ずつ残すという状況ですので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 和式につきましては、手すりはないんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 手すりにつきましては、今現在はついてございません。

ですので、今後、また改修する中で、そういう対応ができるようでしたら考えてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 以前もちょっと委員会で言ったんですけども、トイレもよくなるのでよろしいんですけど、わたむきホール虹の外壁、陥没、車の輪止め等も、まだ直っていないと思うんです。高齢化も進んでいるので、ブレーキとアクセルをよく間違われる高齢者もおられますので、車の輪止め等も、今後また直していただけたらよいかと私個人的に思うので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 私からは、議第80号、一般会計補正予算（第1号）の中で、1つだけ参考までに教えていただきたいというふうに思います。

今回の補正の歳入の中で、法人町民税の増額が記載されています。7,000万ですか。この増額については、特定の企業によるものだというふうに説明があったかと思うんですが、その中で、もう少し許せる範囲で教えていただければというふうに、3点伺います。

1つは、その特定の企業というのが1社のことなのか、あるいは複数の企業なのか。2点目については、その企業が町内資本なのか、町外資本なのか。複数の場合は、ひょっとしたら分かれるという場合もあるかもしれませんが。それから3点目は、その企業の業種、これは大分類で結構です。製造業とか小売業とかで結構ですから、業種を教えていただきたい。

以上、3点を教えていただきますようお願いします。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま山田議員から、歳入の増額補正についてご質問いただきました。

今回、法人の町民税の法人税割につきまして、当初予算2億3,000万から7,000万の増額をして、トータル3億ちょっとという補正をさせていただきました。先日の全協でも若干説明はさせていただいたんですけども、今3点ご質問いただきまし

たので、補足説明という形になるかもしれませんが、答弁をさせていただきます。

先日、特定の企業という表現ですけれども、今回おおよそ半期が過ぎましたので、決算が過ぎた法人が続々と出ているような状況ですけれども、その中で、1社の業績の伸びによる法人税の伸びが大きいということもありまして、当然、ほかの法人さんにつきましても、増えるところ、減るところもございますけれども、今回の7,000万に匹敵するところということになりますと、1社が大部分を占めているということで、特定という言い方を申し上げたところですので、ほぼ1社分というふうにご理解いただいていいのかなというふうに思います。

それから2点目に、町内資本か町外かということですが、本社は町外にございますので、そういう意味では町外資本ということになるのかなというふうに思います。

それから、業種の分類ですけれども、私、ちょっと正式な産業分類は認識を今しておりませんが、言え、製造業の範疇に入るんじゃないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今ご答弁いただいたことを受けて、もう少し教えていただきたいんですが、今、1社町外資本で製造業ということを見ると、ほぼほぼ町内の経済動向等は関係なしに増加したり、場合によっては大きく減ることもあるんでしょうけども、そう解釈させていただいていいのかなということが1点と、もしそうであるならば、町外資本の本社の地方税の納税状況次第、おっしゃったように業績次第ということで、日野町の町税が大きく増えたり減ったりという影響を受けるんでしょうけども、その本社の業績の動向というのは、ある程度把握できるものなのか、その辺はちょっとこれも、参考までに教えていただければというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） 当該企業、法人さんの状況ですけれども、法人の町民税につきましては、本社があつて、それぞれ営業所なり支店がある場合は、その従業員さんの人数によって案分をするということになりますので、直接的には、本社があるかないかということは、それほど大きくは影響はしないのかなというふうに、要は、従業員数とかになりますので、当然、本社機能がございますので、そこに従業員が集中するのは、当然かなというふうには思います。

それと、当該企業の動向といいますのは、やはりちょっと町内資本の企業と動向とは、なかなかリンクしない部分はあるのかなというふうに思いますので、特に当該企業につきましては、輸出関連の収益もございますので、そのあたり、輸出の状況、あるいは円高、円安にも大きく左右される部分がありますので、どちらかとい

えば、そういう業種なりの影響を受けて、業績が変動するのかなというふうに思っております。

こちらの方も、法人町民税に占める割合が大きい部分もございますので、状況等については、特に大きく変化した場合などにつきましては、経理担当の方にお教えいただける範囲で、教えていただいたりすることはございますけれども、ちょっと詳細までは把握できていない部分はあるんですけれども、若干のやりとりはさせていただいている状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） よく分かりました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 私も、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算の、12月補正予算案の概要について、質問したいと思います。

民生費の児童健全育成事業の579万円の、内容をもう少しお聞き願いたいのと、衛生費の保健センター管理事業は、ただいま奥平議員が申されましたので、内容的なことはよく分かりました。

それで、老朽化したカラーベストの屋根をカバーするという、カバー工法でされるということは聞かせていただいたんですけれども、その中で雨漏れもしていたのでということで、下地とか内装などには影響はなかったのか。また、建築される面積をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま谷議員の方から、議第80号、補正予算についてご質問をいただきました。

児童健全育成事業の579万円の内訳につきましては、これは学童保育所への補助金の増でございます。これにつきましては、学童保育所が当初19人以下の小規模学童であった「さくらんぼ」「ぴっこ」が、今年度19人を超える学童として運営をしておりますので、その関係で増額をさせていただいております。

また、保健センターの管理事業につきまして、屋根の漏れということで、実際に漏れたところは玄関の風除室のところでございましたので、中に対する影響というのはございませんでしたので、そこについては、屋根にもう一度下地のシートをやり直していただく予定をしております。

今回につきましては、今のカラーベストの上にカバーをするという工法で行っています。

面積につきましては、今ちょっと手元にございませんで、後ほどお答えさせて

いただきます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5 番（谷 成隆君） 今も学童保育の人が増えてきているさかいにすることということで、これを2園だけで、あと全部は違うということなんですね。

それと、今の建築面積の方は、また委員会の方で聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

その、園の学童保育、日野町に持ってられるこれがどうなのかということ。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま、学童保育所について再度ご質問をいただきました。

学童保育所、今回途中から増えたのは、西大路の「わたムッキー」、桜谷の「さくらんぼ」、南比都佐の「ぴっこ」、この3つでございます。その3つについて、今の小規模学童から通常の学童保育、「太陽の子」や「ヒノキオ」と同じレベルに達したということで、補助金を増やさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5 番（谷 成隆君） 分かりましたので、ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑は。

6 番、中西佳子君。

6 番（中西佳子君） それでは、議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定について、お伺いいたします。

日野町森林空間活用施設グリム冒険の森は、森林資源の有効化利用と森林林業体験、および町民や都市住民との交流促進を図ることを主目的として、設置をされています。利用状況につきましても年々増加しており、施設整備も充実されてきて、適切な管理がされているというふうに思っております。

その中で、グリム冒険の森は山間に位置し、交通も不便なところでございます。近年の集中豪雨など心配されるところでございますが、利用者の安全のため、緊急対策、防犯、防災体制、防災訓練の状況をお伺いいたします。

管理業務の中で、清掃、草刈り、防犯、防災警備、ふとんリース、夜間宿直など、委託されているものもあると思いますけれども、この委託状況をお伺いいたします。

次に、議第80号、平成28年度日野町一般会計補正予算（第2号）からお伺いいたします。

25ページ消防費・防災活動事業200万円についてお伺いします。

非常食等の備蓄品の整備費と伺っておりますが、先日新聞に、滋賀県と県内15市町の備蓄状況調査が掲載されていきました。琵琶湖西岸断層帯地震や南海トラフ地震の際に県が想定する、発生から3日後の最大避難者数と、各市町の備蓄量を比べた

ものです。1人当たりの食料が最も少なかったのは1.4食で3市町あり、日野町は避難者数2,194人、食料1.4食で、最も少ない市町の1つでした。一番多かった市町は湖南省で、14.5食となっていました。

日野町でも、1日分3食分ぐらいは確保が必要ではないかと私はと思いますが、今回の補正により、非常食等を充実させるということでございますが、1人当たりの備蓄状況はどうなるのかお伺いします。

また、乳幼児や高齢者への配慮した備蓄となっているのか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 中西議員より、議第72号につきまして、ご質問いただきました。

まず、利用安全面ということで、ご質問いただいたところでございます。一応、この施設につきましては、そういった安全管理という面で、各安全管理の責任者、それから接客、イベント、厨房、また会計というふうな責任者を、それぞれ設けておられまして、徹底されているというところでございます。

防災訓練については、実施はしたというような報告は、ちょっといただいておりますが、24時間体制で施設の方に詰められているというところでございます。

それから、委託状況でございますが、各イベント、それから管理運営、それからキャンプサイト、用品の販売とレンタル等、全て運営の中で処理をしていただいているんですけれども。

済みません、委託状況といいますと、数量的なことを。

議長（杉浦和人君） 暫時休憩します。

—休憩 11時23分—

—再開 11時23分—

議長（杉浦和人君） 再開いたします。

農林課長（藤澤 隆君） 全て組合員さんが22名おられますけれども、その中で対応されているんですけれども、常時は6名の方がおられます。

ただ、夏場のキャンプは非常に利用者が多いですので、そういったときに、地元の方の熊野の方にお手伝いをいただくということで、組合員さんがふとんの入れかえと清掃ということで来られると。全てその地域の方を活用するというので、対応いただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 中西議員さんの方から、一般会計補正予算の防災活動事業の中の、需用費の増額についてご質問いただきました。

おっしゃっていただきましたように、防災対策として備蓄品を充実するというこ

とで、今回上げさせてもらっているところでございます。

先ほど言っていただきました、県内の備蓄品の状況というのも、発表されていたところでございます。

現在の町の防災計画では、備蓄品の目標数値というのは、決めては日野町はおりません。おりませんので、防災計画の中で適量と認められる分を備蓄してきたと、そういう経過でございます。

そういう中にございまして、この間、新聞記事もありましたけれども、3日目の一番想定される避難者数が多いというものといいますと、想定でいきますと、南海トラフの2,194人程度が、3日目で一番避難者が多い想定がされております。その1日分、3食分ということで、その2,194人掛ける3食分というのが、ほかからの支援とか考えますと、適当ではないのかなという新聞記事が載っていたところでございます。

町の方としまして、今回別館に防災倉庫を設けるにあたりまして、備蓄品について充実したいということで、今回補正を上げさせてもらっているところでございます。

現在持っております食料の備蓄と、それから今回、今年の当初予算でも少し消耗品を見込んでおりまして、それプラス、今の補正の額ということで、食料品につきましては、今回の購入で期限が切れるものもありますけれども、今回購入させていただこうと思っているものの食料品については、そのままお湯を入れたら食べられるアルファ米というものと、それから保存用のクラッカー、保存用のビスコ、缶入りのパンというのがあるわけですが、その中で、アルファ米とクラッカーとビスコについて、2,200食を購入させていただく。それから、当初予算で持っていた分も含めまして、それで1,400食で、合わせて3,700食ほどの分を追加で購入させてもらおうと思っております、28年度末の備蓄品としては、5,900食程度の備蓄になるというふうに思っております。

これから防災計画の見直しをする中でも、そういう食料品の備蓄についての適正な備蓄の数量等について、また検討していきたいと思いますが、現状28年度の末では、そのようにしていきたいということで考えているところです。

それと、子どもさんですとか高齢者の方への配慮という面でいいますと、1つは、現在乳幼児のおむつについては備蓄しているんですが、今回、高齢者用のおむつについても購入していこうということと、毛布につきましては、現在470枚ほどあるわけですが、そこも50枚ほど追加したいなということで思っております。

それと、飲料水につきましても、2リットルのペットボトルで700本程度の備蓄を、今増やしたいなと、そういう計画をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6 番（中西佳子君） それでは、1 点だけ再質問させていただきます。

グリム冒険の森なんですけれども、この宿直は宿泊施設でもあり、24時間体制という、先ほどもお話がありましたので、夜間宿直については、毎日何名かでされているのかどうかということをお聞きしたいと思いますし、また、防災マニュアルをつくっておられるのかということと、やっぱり防災訓練については、大変たくさんの方が利用されている施設ですので、していただきたいと思うところでございます。

問題が発生した場合には、役場の方に連絡が来るのかどうか。また、警報なんかが出た場合は、役場の方からこのグリムの方に連絡もされているのか、その点についてお聞きします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 中西議員より再質問いただきました。

宿直の件でございますが、今聞いておりますのは、1 名で対応しているというふうに聞いております。

それから、防災に関する件につきましては、一応当然のことながら、防火管理者等定めて、訓練等をするというか、それに適応した内容を計画されているというのが大前提にございます。そういった中で、職員さん、常時は6 名ですけれども、6 名に対して指示をされているというところでございます。

それから、そういった災害等起きた場合の件でございますが、今のところ、幸いにして何もないというような状況でございまして、小さな園内の事故等はございますけれども、そういったものは保険で対応されておられますし、大きな場合は連絡等入るようになっております。町の施設に関して、そういった対応をとっていただくようになっております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

7 番、齋藤光弘君。

7 番（齋藤光弘君） 私の方から、3 議案について質問をいたします。

1 つ目に、議第72号、日野町森林空間活用施設の指定管理者の指定について質問をいたします。

これは、グリム冒険の森の指定管理を、熊野ワークス企画組合さんが、今回で3 回目の指定を受けられるということであります。選定結果の参考資料をつけていただいています。これには、過去4 年間の利用状況を添付していただいておりますし、資料によりますと、それぞれの施設で年々利用者が増えてきています。これは、熊野ワークス企画組合さんの企業努力の成果であると、評価するところでございます。経営実態はどうかというところで、できれば過去4 年間の収支決算状況を教えていただきたいと思います。

2 つ目に、議第73号、日野町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の

定数を定める条例の制定について、質問をいたします。この条例制定は、国の法改正による行政主導に基づくものと伺っています。委員の定数を定める条例制定となっています。従来までの選挙による農業委員の選出を廃止され、来年7月20日から、農業委員の組織体制が大きく変更されることになりますので、日野町にとっても、農業関係者にとっても、緊急の大変重要なことであると考えます。農業は、日野町においても重要な位置を占める地場産業でありますので、法人化や農業経営者の合理化、そして農地利用の最適化の推進といったうたい文句で、強い者の優先、優遇する、そして弱い者が切り捨て、切り崩しをしようとする、地方の農業の実態を無視した国策に思えてなりません。そこで、これでよいのかと心配するところでございますので、質問をいたします。

これまでの農業委員会の中で、協議を重ねてこられたというふうに聞いておりますが、農業委員会を減らし、新たに農地利用最適化推進委員を設置するということで、農地利用の最適化の推進という表現で、さらに農地を集積、集約化を推進しようとする施策に対して、農業委員会や農業関係者は、どのように受けとめられておられるのか。また、理解が得られているのかどうか、お伺いをいたします。

また、町は国主導によるこの農業委員会の組織体制の改正を、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、議第75号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

この個人番号を利用しようとするための、事務を追加する条例改正とお聞きします。この条例改正による事務に関する負担は、どれだけあるのかというところで、お伺いをいたします。

個人番号を利用しようとすることで、システムの改修、そして書類等を新しく刷新するといったこともあろうと思いますが、今までとはどういう作業が増えるのか、職員に係る事務処理の負担はどうかというところで、お伺いをいたします。

また、特定個人情報を提供する側の受給者申請者にとっては、その都度個人番号、個人情報の提供が必要なのかというところで、以上3点について質問いたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ただいま齋藤議員より、議第72号と議第73号について質問いただきました。

まずは、議第72号の、熊野ワークスさんの、過去の決算状況というところでございます。前回の指定管理期間は平成24年から平成28年、今年度末までということになっておりまして、その間の決算状況でございますが、まず、町の指定管理をして

おります施設と、また別に熊野ワークスさんで整備されたキャンプサイトもございまして、トータルで企業として収支決算を打たれた決算ではございますけれども、大体純利益が220万から730万ほどの幅で、黒字の決算を毎年されておるところでございます。ただ、それは町の施設だけではなくて、ワークスさんの施設も含めての決算でございます。それを町の施設だけで判断をいたしますと、ほぼ年度によってはちょっと幅があるんですけれども、黒字になっておりますけれども、100万以下ぐらいの黒字経営というふうな数値というふうになっておるところでございます。

もう1点、議第73号でございます。今回、農業委員会に関する法律が改正されたということで、農業者と農業関係者の受けとめ方というようなご質問でございます。

まず、農業委員会といたしましては、今回の改正は法律改正でございますので、法令業務に農地の利用の最適化というのが位置づけられたということで、まず、そのことを農業委員さんと改正についての勉強をする中で、それに向けて取り組んでいくという活動展開をしていかなあかんというような思いで、まずはございます。そういった中で、末端の農業者に関しましては、まだまだそういった法律改正、それからそういった推進がどんどん進めていくというような内容につきましては、まだまだ理解されていないところでございますので、今回の農業委員、または推進の募集にあたっての中で、改正等の周知もしながら募集もしていくというような内容でございます。

町の方では、当然そういった農業委員等の活動、推進員の活動が、常に農地の利用の最適化に向けての活動になるということでございますので、それに対応していかなあかんというような思いではございますが、国が大きく掲げておられます、農地の8割を担い手に集積していこうというような話、また法人の形態を今の5倍にしていこうと、それから生産費を4割低減させていこうということで、基本的には、外国産の農産物の輸入に頼る形態をつくっていこうというのが、大前提にあるというところでございますので、なかなか日野町が、それに適合するには非常に難しい内容ではありますし、各農業関係団体におかれても、そういった面で、それが本当に実現可能かというような検証もされているというようなところでございますけれども、町としましては、一定、今も認定農家の方で30ヘクを超える農家の方が、経営として安定した経営をされている中で、そういった経営も支援しながら、集落営農組織も育てていくということで、担い手を一定育てながら、小規模農家でも、集落営農組織に加入することで、地域の中で営農が育てていくというようなことを進めていこうということで、考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま齊藤議員の方から、議第75号につきまして、一部条例の改正する条例の制定ということでございます。

特にこの条につきましては、番号法、マイナンバーに関する法律の関係で、条項ずれ等云々の話をさせていただいたわけですが、番号法によりまして、いわゆる新しい業務というのが非常にたくさんあって、それによるカードの、例えば発行関係とか確認作業、記入、いろいろございます。それにつきましては、それぞれの現段階で、今の状況というのがどうかというのがあるかなと思っておりますけれども、今回の条例改正によります部分の主な部分と申しますのが、情報提供ネットワークシステムによる情報連携というところで、庁内でやっている組織間とは別に、ほかの市町、全国の市町村を連携するということを前提に、来年の1月1日施行でされるものがございます。それに関しまして、今回の条例の条項が変わったという部分もございますので、特に今回の条例の制定につきましては、その部分ということになってきますと、特にシステム改修云々というのが別に新たにあるわけではないんですが、どのような業務が増えるかというの、実をいいますと、1月1日から施行されますので、それによりますテスト期間というのがございます。それによりまして、どの程度のどういうやり方でやっていくのかという部分を、どんどん詰めていくということで、実際の実施は7月1日施行と、7月1日に本格稼働というような予定となっておりますので、その時点で、どの程度の負担が発生するかということになるのかなというふうに考えております。

また、特定個人情報を提供する者にとって、個人番号、個人情報の提供が必要になる部分についてでございますけれども、これにつきましては、前回の番号法に関連して、条例提案をさせていただいたときと同じで、今までと同じように、本人確認をさせていただいて、今までどおりの、もし番号をお持ちでなくても、そのように受け付けをさせていただいておりますので、特に大きな変化は、私のところでは採用していないので、あくまでも本人確認をさせていただいて、そして受け付けをさせていただいて、進めさせていただくというような状況でございますが、できるだけ皆さんには、個人番号の部分についてはご記入をいただいたり、お知らせいただくということでお願いをさせていただきますが、全てそのような、今までどおりの対応をさせていただいているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） ちょっと2点ほど再質問いたしますけど、農業委員会でありまして、来年7月20日からということですので、余り日がないわけですけど、その辺の農業関係者の地域の方の説明なり理解が、まだそこまで周知できていないということではありますが、そういったことをきちっと丁寧にしていかなあかんのかなと思いますので、その辺の周知の仕方、説明の場は、どういう計画予定をされているのかというところで、ちょっと再質問をお願いしたいと思います。

そして、マイナンバー制度ができたということで、個人番号の利用というのが、

どんどんこれから増えてくるというところを懸念するわけでございますけど、今後の見通しというところでは、そういった事務事業は、職員の負担もそれに比例して増えてくるということになろうと思うんですけど、その辺の見通しというのは、何か増えてくるというかどうかというところで、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 齋藤議員より、再質問いただきました。

こういった制度改正の説明を、丁寧に行うべきというところでございます。

今、今後のスケジュール的なことを考えておりますのは、本議会で今は農業委員と農地最適化の推進委員の定数を定めるということで、決めていただきましたところ、来年になりましたら、そういった定数に応じた委員の募集をかけていこうというふうに思っております、まず、末端の農業者の代表でおられます農業組合長さんに、説明をさせていただく予定をしております。

そういった農業組合長さんに、制度改正とあわせて、委員の募集にあたっての説明もあわせて、現在の農業委員と一緒に、そういった説明を小さな単位で行っていききたいというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま齋藤議員の方から言っていただきました、いわゆる今後の見通しの部分でございます。

おっしゃるとおり、国の方では、いろんな可能性を秘めているというような言い方の中で、マイナンバーの方を進めていこうということで考えておられます。

なかなか私も事務をしている中で申しますと、次から次と新しいことを出してはいただいておりますけども、なかなかスクラップがされずに、どんどんビルドされていくものですから、実際にはなかなか事務する方としては、厳しい状況になってきているなというふうには感じています。

ただ、進む中でも、一定合理化できる部分についてはしますけれども、やはりそこを合理化することによって、今まであったものが、こうできへんやないかというわけにもいかんわけでございますので、その辺がどうなのかなというふうに考えています。

あと、マイナポータル、先ほど言いました情報の提供のネットワークシステムでございますけれども、その中で来年7月から、マイナポータルということで、自分のどういう情報をやりとりしたかという部分を全部見られるようになってくるということでございますし、ゆくゆくはいわゆる児童手当、もしくは児童の児扶手といわれるものです、そうしたものも含めて、自宅で操作してできるという方向も考えているところでございますので、その辺がどのような形で事務に負担がかかるのか、どこが合理化できるのかという部分があるのかなと思っておりますけれども、今後

も引き続き注視をしていかんなんというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7 番（齋藤光弘君） 再質問はもうしませんけど、熊野ワークスさんについては、企業努力で頑張っていたいただいているということでもあります。引き続き、利用者、集客が増えますように、経営面も上昇しますように願うところであります。

そして、農業委員会の方ですけど、今もご説明いただきましたが、地域の農業関係者にも理解を得られるよう、丁寧な説明をしていただきたいというふうに思います。

そして、日野町の農業形態に合った、地形に合った農業委員会の組織体制の運営というのが、今後も大事なところかと思っておりますので、その辺、またよろしく願いいたします。

そして、個人番号につきましては、職員さんの負担が増えるということで、先ほども、時間外労働が増えてきているというところもありますが、その対応、大変かと思いますが、行政サービスに努めていただくということで、よろしく願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑。

10番、高橋 渉君。

10 番（高橋 渉君） それでは、今の齋藤議員の方から質問が出ました議第73号、日野町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、お伺いをいたしたいと、こういうふうに思います。

この条例の制定は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律公布に伴う条例の制定であると、こういうふうに思っておりますが、幾つかお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

この法の改正の背景となりました要因は、何であるのかということです。また、その背景要因と実態、それは日野町とあわせて、どういう状況なのか。その要因、その要因に伴う実態。その日野町は、今、どういう状況なのか。これをお聞きしたいというふうに思います。

それから農業委員とは別に、今回農地利用最適化推進委員が新設されるということですが、おのおのが持たれる主体的な役割は、どのようになっているのか。また、選出方法、定数は今お聞きしましたが、どのように決められたのか、お聞きをいたしたいというふうに思います。

それから確認ですが、今回、議会推薦ならびに団体推薦の選任は廃止されたと聞いていますが、その辺、もう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと、もう1つ、行政機関として、今回の改正に伴う留意すべき点、何なのか。これもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、実質的な稼働に伴います、今、期中だろうというふうに理解いたしておりますが、いつから本格的な稼働を行うのか、ここら辺についてもお聞かせ願いたい、というふうに思います。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ただいま高橋議員より、議第73号につきまして、ご質問、何点かいただきました。

まず、この改正にあたっての背景は、どうかというような内容でございます。先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、国の方がこの農林水産業を成長産業にしていこうというような方針を、日本再興戦略といいますか、そういった戦略を出されておまして、全農地に対する担い手が利用する農地面積を、今現在5割ですけれども、それを8割に伸ばしていこうというような目標が掲げられております。そういったことが大前提にございまして、今回、法改正の中で、農地の利用の最適化を進めようというのが、中で、農業委員会の役割に、法令業務として農地の利用最適化が位置づけられたというところでございます。そういった面で、今、提案させていただいております、農地利用最適化推進委員が新設というような内容でございます。

それに、日野町はどんな状況なのかというところでございます。その肝心の農地の利用の最適化ということで、担い手がどれだけ日野町で農地が集積できているかというところでございますけれども、本年3月31日現在では、27.7パーセントとなっております。滋賀県の平均が52.2パーセントで、高いところでは72パーセントを超えておるところでございます。低いところで、10パーセントぐらいなんですけれども、基本的に、この農地利用最適化推進委員の設置につきましては、70パーセントを超えている市町については、設置は必要ないというふうに定めておられまして、日野町はそれに満たない27パーセント台でございますので、今回設置をしなくてはならない。県内では、近江八幡市と野洲市のみが、設置をしないというような市になっておるところでございます。

それから、この農業委員と推進委員の主体的な役割は、どうかというところでございます。現在考えておるところをお話しさせていただきますと、基本的には、農業委員会が、そういった役割を担うわけですけれども、最適化推進委員は農業委員会が委嘱をする委員でございまして、農業委員については、定例の農業委員会が毎回ございますが、そこには必ず出席を現在もしておりますが、することになりました、委員会の審議の中で、農地の権利移動や転用許可等の承認する役割を、当然今までと変わらず担うわけでございます。

そこに、推進委員はどうかといいますと、推進委員は必ず委員会には出席をする

必要はございませんが、意見を述べることができるということになっております。自ら意見を述べる、または農業委員が求めた場合は、出席をしなければならないというようなことになっておりますが、今考えておりますのは、農地の利用の最適化の推進委員でございますので、農地法3条に基づきます権利移動、または、農業基盤整備促進法に基づきます権利設定等に関しては、推進委員さんにもご出席いただいて、その議案内容について意見を述べていただければどうかというようなことを、考えておるところでございます。

それから、もっと大きな計画的なといいますか、面で、農業委員会の中で議決をいただくということで、農地の最適化の推進に関する指針を定めなさいというふうに法令化で決まっております、そういった指針づくりなんかには推進委員の意見を聞きながら、農業委員会が決定するというような違いがございます。

それから、従来から変わりませんが、農業委員は違反転用の防止に努めるというようなことでございます。推進委員は、利用権の農地の利用最適化に向けて、集落で、人・農地プランやそういった担い手をつくっていく。それから農地中間管理機構を活用した農地の利用権設定を進めていくというようなところに、どんどん参画していくというような役割があるわけでございます。あわせて、農業委員と連携しまして、農地パトロール、それから耕作放棄地の確認、そういったところを常時やっていくというような内容になっております。

選出方法、また定数というような件でございます。まず、旧法に基づきますと、選挙委員は、20名で選挙をする定数を決めております。それから、農業団体につきまして、農協、共済、土地改良区の方から、それぞれ1名選出なさいます。それから、議会の方から4人以内の推薦を受け選任をするというのが、旧法で決められておまして、それに基づいておりましたものが、今は、農業者と農業する団体、またその関係者に候補者の推薦を求めて、委員となる者の募集をなさいますというふうになっております。ということで、今回はその農協さん、また共済さん、土地改良区さんに対しまして、農業組合長さんも含めまして、推薦の依頼を行う予定をしております。また、あわせて、組合長さんには、そういった制度の変わり目ということで、先ほどもちょっと言いました、現農業委員と一緒に、新しい農業委員をつくっていくということで、制度説明とあわせて、推薦依頼をお願いしようというふうに思っておるところでございます。

議会の方でございますけれども、今回任命制になりましたので、議会の同意による任命ということになりますので、議会から推薦をもらってはいけないというふうに言われておりますので、議会からの推薦はないということで、こちらも求めないということになっておるところでございます。

もう1点、定数の考え方でございます。今回の法改正で、農業委員の定数は約半

数になるという改正でございます。一方で、推進委員は新設ですので増えるわけですが、その農業委員が半数になるということで、現在、今選挙委員が20名おられるということで、その選挙委員の約半数、11名を各農業組合長さんなりにご推薦いただきたいなと、そういった地区地区で、やはり非常に事情があるということ、過去からの経過もある、事情もあるということで、地区地区でご推薦いただきたいなという方が11名、思っております。

それから、法の中で、青年や女性の方を委員として確保しなさいというふうになっておりますので、日野町全域で広域で女性委員さんなんかを3名さん、それからまた法の中で、利害関係のない者を選びなさいというふうなことを言われていますので、利害関係のない方も1名、合わせて11名と4名ということで、15名というようなそんな枠組みで、今回募集にあたってのお願いをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、行政機関として留意すべきところというところで、ちょっと分かりにくいところがあるんですけれども、今まで農業委員会は、法の中で町の諮問に答えるとか建議をするとか、そういった役割がございましたけれども、今回その部分も法改正されて、農業委員会の役割の中で、農地の利用の最適化に向けて企画立案をしなさいと。それを企画立案したものを、行政機関に対しまして意見を出すというような役割、ちょっと変わったところでございます。そういった部分で、農業委員会は農地の利用最適化に向けて、非常に町に対して意見を述べるという役割があるというところでございます。

それから、実施予定でございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、年明けには、そういった農業組合長さんが、末端の農業関係者の団体の長さんでございしますので、その方に現農業委員と一緒に、こういった制度の内容の説明とあわせて、推薦の依頼をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。最終的には、現在の農業委員さんの任期が29年7月19日が任期満了となりますので、そこまでは選任を必要としますので、6月の議会には、農業委員と推進委員の選任の議案提案をさせていただかないといけないというふうに、思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） これから詰められる部分も多々あると思いますが、少しだけちょっとお聞きいたしたいというふうに思っております。

農地の集約状況なんですけど、日野町は27.7パーセントでございしますか。滋賀県で52パーセントというようなことでございしますよね。そういった形を、集約化率を上げようという形のもの。その背景にあるのは、何なのかということなんですよね。その部分なんですけど、今、後継者の分を考えてみましたときにおいて、日野町の

農業従事者における年齢は、幾つなんですかということなんですね。

それから、今、農業を実施されている方の後継者状況というのは、どうなんですかということですか。

それがしっかりしていれば、この27.7パーセントでもよろしいんでしょうけど、それがはっきりしていないまでの27パーセントですと、かなりこれから問題が発生する要因になるんじゃないかなと、こんなふうに捉えるわけなんです。そういった意味で、今回進められていることに関しては、これだけを見ますと、真剣に取り組まなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった意味の中で、今、27.7パーセントと言われましたけど、今、日野町における農地面積、どのくらいなんですか。今、農地面積どのくらいなのか、ちょっとお聞きしたいのと、それから耕作放棄地、今、どのくらいあるのかな。今回の耕作放棄地の、入っていますよね。耕作放棄地をなくそうというんですか、そういったところ、目的に入っていますよね、この。耕作放棄地について、今、どのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

そういった意味で、それからあと、企業さんが今何社ですか。集約における27パーセントですか、この中の企業さんが参入の分は、どんだけあるのか。そこについて、ちょっとお聞かせを願いたいというふうに思います。

あとのことについては、大体理解させていただきましたので、ここの分だけ、ちょっとお願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 高橋議員より、何点か再質問をいただきました。

まず、農地の集積率が27.7パーセントという現状についてでございます。町の方としましては、この27.7パーセントというのは、正式に契約をされている方が27.7パーセントということで、数値が出ているわけございまして、実は隠れているという、ちょっと余り言葉は悪いですがけれども、契約を結ばないで、相対の中で農地を小作されている方は、相当おられるわけございまして、その分をきちっと契約に結びつけていくという取り組みを、今回の推進委員さんの役割の中で位置づけて進めて行けば、もっと率が上がってくるというふうに実は思っております。そういった部分を強化していきたいなというふうに、思っているところでございます。

今、大体、この日野町の農地の面積ですけれども、水田で1,600ヘクタールというのがございます。その中で、現在、経営されている集落営農法人と企業さん等の数ですけれども、ちょっと正確な数字が今申し上げにくいんですけれども、集落営農法人ですと4法人、それから企業といわれる奥田ファームさんとか日野ベリーファームさんとかございまして、農地を活用された法人さんにつきましては、ちょっと正確な数字はなんですが、3法人あったと思います。今、日野町では、そういった

法人が、今入られているというふうなところでございます。

遊休農地の面積でございますけれども、面積がちょっと今手元にはないんですが、2パーセントというふうになっております。先ほどの面積は、耕作面積が1,600ですけれども、農地としましては2,010ヘクタールでございますので、2,010ヘクタールの約2パーセントというのが耕作放棄地と、今現在なっているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 今のお聞きしまして、全体的には、考えますと1,600ヘクタールが水田です。それから2,010ヘクタールが農地ですかね。その後、考えられますのは、畑地とかそういった形になるんじゃないかなというふうに思いますし、それから2パーセントが遊休地であるというようなことでございますが、そういった面積の耕作状況の中において、これは今感じるところなんですけど、僕のところでもそうなんですけど、先ほど申し上げましたように、農業の従事者の高齢に伴って、これからどうしようかな、あと5年先になったらどうしようかな、このようなところの部分が非常に多いわけなんですけど、そういったことを見ましたときにおいて、この今の改正に伴う、集約に伴う部分の中で、農地のこれからの保全という形のものに結びつけていかなきゃいけない部分が、多々あるんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で、この法律というのは、活用すべき点が多々あるんじゃないかなというふうに思いますので、ただ、これは組織をつくってやっていくというだけじゃなくて、運営に関しては慎重に、またこれが貴重なものになるように進めていただきたいなど、このように思っております。そういった意味で、これからのこの1年間ぐらいが、基礎の資料の部分になると思いますが、ひとつその辺だけよろしく申し上げたいとおきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 高橋さん、済みません、ちょっと訂正が。

農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 先ほどご答弁の中で、法人の参入法人の数でございすけれども、正確な参入法人につきましては、10法人でございました。集落営農法人も含めまして、全てで10法人でございす。

これは3月31日現在でございす。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ありませんか。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、何点か質問していきたいと思ひます。

議第73号、日野町農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の定数を定める条例ということでございすけれども、これにつきましては、今、齊藤議員やら高橋議員が述べられておりました。しかしながら、やはりもう議会としては、この定数を決めて、あと6月にというところでございすけれども、もっと細かいとこ

ろにつきましては、どういうように計画をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

といいますのは、やはり、今、話を聞いておりますと、推薦とかそういうのは、やはり母体は農業組合だということで、そういうような組合長の状況もありますので、今後の予定、いつから募集してどうなるのか、もう決まっているかもしれませんが、そういうこととか、あるいは、また国の方では、農業委員の選任にあたっては、あらかじめ組織や団体の定数枠を設けて推薦を求めることは、当該地区の団体の構成員で募集、応募しようとする人がありますので、余りそういうものは適当ではないというような国の指導でありますけれども、そこら辺の見解等も、日野町はやはりこういう地区でもございますので、地区割りをしておられると思うんですけれども、そこら辺をどうなのかということやら、最近、中間管理機構との関係もありまして、今後の推進の役割やら、そこにもあるわけでありまして、仮に中間管理機構で出作をしておられた場合でも、そういう人が応募できるのか。そうした場合の均衡はどのようにしていくのか。ちょっと細かいことでありますけれども、そこら辺をお願い、お聞きしたいなと思いますし、もう1つは、定数には、そこまで努力されると思うんですけど、満たない場合とか、もっと農業委員したいという方がどんどん出てくるかも分かりませんし、そこら辺の対応は、どのようにされていくのか、もう決まっていればお伝えしたいなと思います。

それからもう1つは、今言われました、中立委員の選任について、これは誰がかかわっていくのか。現の農業委員会がされるのか分かりませんが、中立の委員の選任や、青年を何名か入れようという、そういったものについての選任はどのようにされるのか、少しお聞きしたいなと思っております。

次に、議第75号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、これも先ほど齋藤議員の質問にもありました。

ところが、私も当初から、このマイナンバーにつきましては、余り芳しくないなという思いでございます。今回、特定個人を識別する番号の利用ということで、特定教育、保育の使用料の徴収および減免の利用や奨学金の貸与、介護等に関する情報の提供に、個人番号の利用、いわゆる、先ほど言われましたとおり、マイナンバーの制度の一環でありますけれども、当初個人番号の付与の通知とか個人番号カードの交付は、各自治体におきまして、国の法定受託事務として実施されておりますけれども、この情報提供する事項には、ほとんどこの地方自治体が持っている情報は、持っているわけでありまして、例えば、住民票とか税、医療、介護、生活保護、障がい者等、いろんな関係情報があるわけでありまして、本人の知らないうちに、意に反して利用されたり、極端に言えば不当な扱いを受けるかもしれないの

であります。しかしながら、この情報公開ということで、自動的に不正される部分もあるかも分かりませんが、これこそ地方自治体が対応が非常に重要ではないかなというふうに、個人の秘密とかそういうことに関して、地方自治体に主体性がないのかいなと思うたりもしますけれども、そこら辺の、仮によその自治体から、おまはんとこ、やってへんのけとかというようなことを言われて、ほんならせなあかんというような、ほういうようなそんな簡単なものではないんですけども、そういうことが、やはり住民を守るために、何かそんなのができないのかなという思いでございます。もし、そういうことで回答いただければなというふうに思っております。

先ほども出ておりました、この番号制度について、たちまちのところ2017年には、どのような行程表というのかロードというのか、そういうのがあるのかお教え願いたいと思います。先ほど、マイナポータルというようなことも言われましたけれども、それがどうなのかお教え願いたいと思います。

もう1つは、議第78号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、なかなかこれを見ておりましたも分からない部分はありますけれども、第6条の、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費の控除の特例ということで、これは説明によりますと、個人の健康管理についても自己で管理してもらうということで、医療費控除が特例されたということでありまして、そこら辺のところ、少し詳しいご説明をお願いしたいんですけども、対象者はどうなのか。仮に何も健康診断とかそういうのを受けていなくても、一般の者が医療品を買う場合に、それを控除できるのか。また、対象控除金額はどんなぐらいなのか。それと現行の医療費控除とは、関係はどうかということなどと、それから5年間の期限でありますけれども、これはどうしてそういうようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

もう1つ、今のこの特例適用利子等および特例適用配当にかかる個人の住民町民税の課税の特例ということでありますけど、これは対象は余りないと思うんですけども、そこら辺のところも、ひとつ回答をいただければありがたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ただいま東議員より、議第73号につきまして、何点かご質問いただきました。ちょっと順序が変わるかも知れませんが、よろしく願いたいと思います。

まず、今回の改正にあたりまして、定数は15名と20名の推進委員というふうに提案させていただいているわけでございますけれども、まず、その農業委員の15名の

中に、法令で決められた者を入れなさいというような法改正がございまして、その15名のうち、認定農業者になるような担い手を、半数入れなさいというような内容がございまして。そして、先ほどから言いました女性と青年、そういった方を、性別に偏りがないようにしなさい。それから利害関係のない者を入れなさいというような、そういった3つの内容がございまして。そういったことをいろんな話の中で、農業委員の中で検討委員会で話す中で、認定農業者に近い担い手を半数を入れてくるとなると、非常に選考が難しいというようなことが、一番に言われておりまして、今、選考にあたりましては、農業委員さんと農業組合長さんに推薦の依頼をさせていただきわけですが、非常に地区地区によりまして偏りもございまして、人が、日野町ですと認定農業者の方ですと69名しかおられない。それから担い手まで拡大をしましても、百数十名しかおられないということになりますので、非常に地区に偏りがございまして、そこは農業組合長さんと農業委員さんと、細かな地区別に寄っていただきまして、こういったこの地区で何名というような、おられますよと、適任はどなたかなというようなお話の中で選任をしていただかないと、なかなか見つからないだろうなというふうに、現実はおっしゃるところでございまして。

それは年明け、1月には、できたらそういった会議を開きたいなというふうに思っております。

それから、全域から女性の方や、青年といいましても50歳以下でよいというふうに国は言われているんですけども、そういった青年の方を入れていこう、それから利害関係のない者を入れて下さいということですけども、利害関係のないという方であっても、全くの非農家でなくてもいいと言われておりますので、農業を主な生業としておられなかったらよいというふうに言われていますので、そういった方を全域で選考いただくにあたっては、それも現在の農業委員さんにご相談いただきながら、現在の農業委員さんが主体となって選考にあたっていただきたいなという思いで、こちらとしてはいるところでございまして。

それから、募集にあたりまして、この町外から中間管理機構を通じて日野町に耕作をされている方がございまして。そういった方も実は応募できるような内容で、町外の方を除外するというようにはなっておりません。であります。国の方は、広く公募しなさい、インターネットなんかで、ホームページなんかで周知をしなさいというふうに定められているところでございまして。そういった場合で、募集が多くなった場合はどうするかというところでございまして。けれども、一定、定数がございまして、町の方で選考委員会を設けて、選考していきたいなというふうに思っております。

それにあたりましては、地域性、またこの日野町での耕作面積、そういったこと

を勘案して選考にあたっていただくということで、考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま東議員より、議第75号の条例改正の部分につきまして、関連しまして、マイナンバーの関係につきましてご質問いただきました。

セキュリティー面につきましては、もうずっと以前から議論をされてきて、今回、ハード的な部分で申しますと、全国の自治体で、セキュリティーの強靱化ということで、私どもの町も、今までインターネットの関係と、こちらの内部情報と当然分けていたわけですが、機械としてはやはり関連する部分がございます、またその住民基本の部分の情報も別ですけども、させてもらったんですが、これを今回は全くハード自身も別にするというので、不便になったんですが、違う意味、そこはセキュリティーが全国的に確保せえということで、進められているということかなと思っています。

今後、自治体の中、今回情報連携ネットワークをするわけでございますけども、その核というのは、国、自治体だけのものがございますので、ほかからというのは、なかなか入りにくくは強化することはできるんですが、若干どうやという議論をいただいた部分でいいますと、今後、マイナポータルという部分での、個人さんがインターネットから、どのようなアクセスをしていくのかという部分があると思います。

ただ、国の方は、当然万全を期したセキュリティーをしているというようなことでございますので、今後、それをつなぐにあたっては、国の方がそこを主として強化されていくのかなというふうに考えています。

ただ、町の方は、その部分で言えば、いろいろ思いはありますけれども、少なくとも法律で、この部分はこうしなさいというふうに決まってきたものは、少なくとも粛々とやっていくことにはなるのかなというふうには考えております。

先ほど申されましたように、各自治体で若干カードに付加価値をつけるとか、いろんな部分があるという部分でございますけども、そのことにつきましては、各自治体で判断できるものにつきましては、当然近隣市町、全国的なこと、さらに住民のニーズ、その辺を踏まえて判断をしていくものかなというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますけども、先ほどからも申していますように、大きくはこの29年1月から施行ということで、いろんなテストが行われていきますけども、本格稼働は7月1日ということでございます。そこから新たな大きなスタートが始まるのかなというふうに考えておりますけども、今後これを当然利用した中で、先ほども申しましたけれども、児童手当、児童扶養手当、さらには保育所の入所の関係とか、そういうものもできるようにしていこうということが打ち出されていますので、その辺については、恐らく、法的にこのことをするというのを決

まってくれば、町としても、当然肅々とその辺を対応していかなければならないなというふうに、考えているところでございます。そういう状況でございます。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） 東議員から、税条例の改正につきまして、何点かご質問いただきましたので、答弁をさせていただきます。

まず、今回の税条例の付則の第6条の改正の方は、医療費控除の特例ということについて改正がございます。ただ、税条例の中身につきましては、議員の方からも指摘がありましたように、条例の条文の読みかえについてのみの規定ですので、制度の中身そのものは、ちょっとここでは触れていないということもありますので、制度の中身は、地方税法あるいは所得税法の方で規定されていますので、そちらの方から説明をさせていただきたいと思います。

まず、対象はどうかということで、これは当然申告なりされるご本人が支払った分ということになります。

それから検診等が必要なのかということで、本来、この制度ができました背景には、健康増進のために自主的に取り組みをして進めるという部分がございますので、幾つか項目はあるんですけれども、例えば、定期検診を受けているとか、あるいはがん検診、人間ドックなども対象になるようなんですけれども、それを受けているということ、何らかの書面で明らかにする必要があるというふうに聞いております。

ということになりますので、これまでの医療費控除ですと、通常、同一生計の方、ご家族の方の分もまとめて対象に含めておったんですけれども、例えば、ご家族の中でそういう取り組みをしている方、していない方があった場合の取り扱いについては、ちょっとまだ明確な基準が示されていませんので、そこについては、もう少し情報収集に努めたいと思っております。

それから、薬局等での発行されるレシートに、これは対象の医薬品ですよということが明記されるというふうに聞いております。具体的には、29年1月以降の購入分から対象になるので、ちょっと私もどんなものになるのか、はっきりは分からないんですけれども、そこも少し注視していきたいというふうに思っております。

それから、控除金額につきましては、年間1万2,000円を超える分が対象になります。上限は、購入額で10万円ですので、控除額でいきますと8万8,000円が限度になります。10万円から1万2,000円引いた8万8,000円が、特例部分の控除限度額になります。

それから従来の医療費控除との関係になりますけれども、これはどちらが有利かを申告者が選択をするということになります。ですから、それほどお医者さんにはかかっていないけれども、今回の対象となる医薬品の購入には、例えば3万円ぐらいありますよということであれば、当然特例の方を適用されればいいと思いますし、

逆に、もう10万ぐらいじゃ、20万も30万もかかっているんやという方は、特例じゃなくて、従来の医療費控除を適用された方が、恐らく有利になるんじゃないかなと思いますので、それは、例えば町で相談を受けます場合には、どちらが納税者、申告者にとって有利か判断しながら、適用していきたいというふうに考えております。

それから、もう1つ、今回の制度は5年間という期間が設けられております。特例ですので、通常は一定期間の様子も見ながら、期間が切れる際に延長するかどうかということも見きわめて、検討されるのかなというふうに思いますので、創設当初は5年間ですけれども、今後も延長される可能性も十分あるのかなというふうに考えておりますので、いずれにしても、この5年間の特例適用の状況が、それ以降どうなるか、大きく左右されるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう1点ありました、特例適用の利子配当の対象はあるのかというご質問ですけれども、全協の際にも、この件については、租税条約のない国ということで、ちょっと国という表現がどうか、正しいのかどうかちょっと分からないですけれども、政令の中で、台湾という想定、規定がされていますので、その団体で租税が免除になった場合に、初めて該当する方が出てくるわけなんですけれども、ですから、これまでは当然そういう該当の利子配当所得があった場合は、源泉徴収がされていたということになりますので、源泉徴収がされているということは、そこで税の納付に関しては、完結を一旦しているということになりますので、必ず申告はまず必要ではないんじゃないかなというふうに理解しております。それと、当然、配当なんかは、申告をして、ほかの配当なりと差し引きできるケースが出てくるので、そういう場合は、配当所得の申告をされるケースもあるんですけれども、私も何度か申告相談はかかわってはおりますけれども、この間に、台湾の団体から配当を受けておられるというのは、ちょっと余り承知をしておりませんので、現実的に、ここの条文の対象になるケースというのが、余りないのかなというふうには、ちょっと感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 時間も押しております。

やはり、農業委員の改正も非常に迫ってきておりますので、早いところ募集をかけられるんかなと思います。早急なご相談をお願いしたいと思います。

もう1つ、このマイナポータルでありますけれども、これは先ほど言われましたとおり、行政機関が持っている自分の特定情報を、個人が確認することができるかと、また、いつ、誰が、なぜ私の情報を提供したのかも確認できるということではありますけれども、これは非常に、インターネットを介してのパソコンでの操作なので、これは危険があるというように聞いております。そういうことも含めて、やはりそうした一般の人に、住民の方に、余り僕は勧められんなという思いでござい

ますけれども、そうしたことも含めて対応していただきたいなという思いでございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ありませんか。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、大分しゃべらりましたので、もう3つだけお願いしたいと思います。

1つは、議第72号の森林空間活用施設の指定管理者の指定であります。この点につきまして、ひとつお願いしたいと思います。

といいますのは、この間、管理利用が、今回の内容は5年間で3,085万円という、そういう管理料であります。ここでぜひ、ちょっと整合性を図りたいなということがあります。といいますのは、この指定管理者の今回の提案されました資料の中の、要綱の第4に管理料が載っております。その管理料が、実は5年間で3,085万円です。この経費は、つまり年度ごとに町と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従って支払いますという、そういうことが載っております。また、この仕様書というのも、同じ添付されておりますけれども、この仕様書の6の管理にかかる経費等の、町の支払う管理用の中には、管理料とは各年度ごとに、町と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従って支払うものとする。なお、協定に定めた管理料は云々書かれておりまして、原則として増減や減額はいたしませんと、こういう形が述べられているわけです。

ここで、今日までの経過、ずっと指定管理を見ておりますと、5年間の間には、やはり指定管理料が変化されているのは、もう皆さんご承知だと思います。この5年間で変化される、例えば23年には30万円余り。平成27年度からは、17万円増額される管理料となっているわけです。こういうことにつきまして、現実にならぬんだったら、この仕様書および要綱の中には、きちっとそういったことを明らかにされたらどうかと思います。これは、単にグリム冒険の森だけでなく、ほかの指定管理の仕様書および要綱の中にも、同じようなことが書かれておりまして、現実、5年間の間に、やはり管理料が変化されておりますね。そういう点から見て、どうなのかということを、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、議第73号、農業委員会の条例の制定の関係についてであります。先ほどから述べられましたので、もう全て抜きますけれども、私は、特にこの地域農業や農地は地域で守る、この立場から農業委員会を位置づけ、農業者の代表としての実態を強められるように努力しながら、あくまでも今、国の農政の下請け機関化になってはならんということを、私は思うわけです。そういった意味から見て、1つだけお願いしたいわけですが、今回のこの農業委員会、国の法律が改正される中で、削除された分は農民の代表という部分と、それから同時に、農業委員会自

らが意見の公表とか建議、こういった業務は削除されたわけです。つまり、なくなったわけであります。なくなっても、私はこの点について、農政問題については、単に日野町だけで解決できるものでなくて、当然、国政にかかわる大きな問題であるという点から見ても、農業委員会からの意見とか公表、建議は、やはり必要であると思います。これ、農業委員会のこの法律を国の中でいろいろ決める中で、そういった方向も削除するけれども、認めていこうという内容が書かれたんではないかな、出されていると思うわけでありますけれども、その点について明確にして、やはり農業委員会そのものをレベルアップしていく、そういうようなことを、ぜひやらなければならないのではないかなということを思いますので、その点について、ご意見だけお聞かせいただきたいと思います。

最後に、議第77号の、町職員の給与に関する条例の一部の改正についてであります。これは、特別職の給与等も含めまして、給与やボーナス、扶養手当を、人事院勧告に準じた改正であります。全体としましては増となるものであっていいのかなということを、私も思っております。その中で、特に町職員に係る扶養手当の改正について、若干伺いたいと思います。扶養手当の中で、子どもへの手当が6,500円から1万円に、3年間で段階的に引き上げられる。このことは当然であり、前進面だと私は思っております。しかし、逆に配偶者への手当が、1万3,000円から6,500円と段階的に減らされるという、これは若干問題があるのではないかなと私は思います。なぜなら、今、政府そのものが行おうとしております1億総活躍社会実現のために、税制において、配偶者控除、これを廃止して、女性自らを就労をさらに図っていこうという、そういうことともすごく連動しているんかなということを思うわけです。どちらかといえば、今回のこの扶養手当の改正によりまして、民間でも配偶者手当が出されておりますけれども、これを口実に、民間も減らしていく傾向になるのではないかなということを思います。そういった意味で、町はどのようなこの扶養手当に、今回のこの段階的に下がっていく、また段階的に上がっていく子どもの手当、これについてどのように見ておられるのか。また同時に、今、日野町職労、労働組合とも交渉されたと思いますけれども、この扶養手当の問題について、どのようなお考えが組合当局からも出されていたのか、その点について、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ただいま對中議員より、議第72号と73号について、ご質問いただきました。

はじめに、議第72号の件でございます。指定管理者の候補者の仕様書ならびに選定結果のところで、議員おっしゃいましたように、管理料の支払いについて、支払

計画書に基づいて支払うと。また、原則として増減しませんというような、うたっておるところでございます。基本的に、この管理料の算定にあたっては、指定管理者が収受をする収入の見込み額から、指定管理が必要な経費を差し引いた残りが、必要とする管理料やというふうに定めておる中で、こういった管理料を5年間というふうに定めておるところでございます。過去には、おっしゃったように、消費税の改定がございまして、その都度変更をさせていただいておるところでございます。消費税の改定になりますと、施設の利用料が大変、利用料にかかわる問題でございますので、その使用料条例の改正とあわせて、管理料も変更させていただいているというような内容で、経営の運営にかかわる収支にかかわる内容につきまして、そういった対応を、見直しを、その都度させていただくということでございます。原則としてということであらうございまして、原則としては、その5年間の収支の中での指定管理料の定めというように、お受け取りいただけたらと思います。

続いて、議第73号でございます。議員おっしゃいましたように、農業委員会が国の下請け機関になってはいけないというところがございます。そういった中で、おっしゃいましたように、建議という法令の中での定めがなくなったところがございます。その中で、国の方が言っておりますのは、そういった部分はなくなったけれども、例えばですけれども、国に対して今議論をされておりますTPPとか、そういった部分に関して農業委員会から意見を出しても、これは問題ないよというようなことは言われておまして、法令の方では、農地の利用の最適化に関する意見を述べるというような法令になっておるわけでございますけれども、中身的には、大きく言えばそういった農政にかかわる部分が、非常にかかわってくるというところがございますので、国の方としては、そういった内容について、農政にかかわる全般にわたっての意見を農業委員会が述べることは、問題ないというふうにされておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 對中議員から、議第77号の職員の給与改定の条例に関して、ご質問いただきました。

その中で、扶養手当の件でございます。これにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたような視点があって、今回の勧告につながっているという面も、当然読めるわけでございます。そういう中で、勧告の中身でいいますと、扶養手当全体としての財源は変えずにといいますか、配偶者の扶養手当を減らす分の財源で、子ども手当の財源に充てるという方向で勧告がされていると、そういうことになってございます。

組合等の町職労との組合との交渉の中では、組合の方につきましては、子どもの

扶養手当を上げるのは当然ありがたいけれども、配偶者手当については、変えずに、そのまま継続してほしい、そういう要望をいただいているところでございますが、これまで日野町としましては、勧告内容にこだわらずといいますか、良きにつけ悪しきにつけ、人事院勧告を尊重して対応していくと、そういうことで組合の方と話をしてきたところでございまして、今年の勧告につきましても、人事院勧告を尊重して対応していくということで、組合との合意を得たというところでございます。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） これで終わります。また委員会がありますので、これを参考に、さらに委員会で話させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） それでは、質疑がもうこれでないようでございますので、質疑を打ち切りたいと思います。質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第2 議第70号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第70号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第70号、日野町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第3 請願第11号、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願書についてを議案といたします。

本日まで受理いたしました請願は、お手元へ配付の文書表のとおりであります。朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、朗読を省略いたします。

各請願は、文書表のとおり、総務常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

日程第4 議第71号から議第82号まで（中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更および財産処分についてほか11件について）は、委

員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算特別委員会に付託いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。再開は1時45分から再開いたします。

— 休憩 12時54分 —

— 再開 13時45分 —

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

日程第5 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、通告に基づきまして、これより質問させていただきます。

1つ目は、地震災害と避難場所についてということです。この日本列島は、いつどこで大震災とか、それから大地震とか、そういうように言われるような災害があっても、決しておかしくないというふうに言われていますし、また実際には、そういう大地震の予知は、でけへんのやというようなことも言われたりしています。そういう関係か、全国各地では、いつ起こってもいいように、いいようにというわけではないんでしょうけども、大地震に備える地域防災の取り組みということが、あちこちで進められているようです。

そういう中で、今年8月26日に日野地区行政懇談会が開催された中で、その中でも、懇談テーマの1つに、地震災害を想定した地域防災ということがテーマに取り上げられていました。ところが、その中で、区長会さんの方からは、避難場所ということに関する質問があったことに対しまして、役場の総務課長がご回答されていたんですが、どうも聞いていて、何かかみ合っていないのかなという思いで聞いていたりしたものです。

それは、区長会さんが、広域的な避難場所、つまり大地震とか、それに伴う大規模な火災が発生したときに逃げる場所、もっと具体的に言えば、例えばグラウンドとか公園とか、そういうオープンスペースを多分イメージされて、質問されていたと思うんですが、それに対して、総務課長、行政側は、いわゆる避難所、つまり災害があったときに、住民が一定期間滞在する施設、ちなみに日野町の地域防災計画では、避難収容施設という言い方をしている、それがそれにあたるのかなと、避難

所ということではありますが、それについて回答されていたということで、若干のニュアンスの違いがあったのかなというふうに感じています。

もともと避難場所と、それから避難所は混同されやすいというところがありまして、その上、東日本大震災以後に改正された災害対策基本法では、指定緊急避難場所というくくりと、指定避難所というくくり、大きくくりで2つの区分になって、災害の種類によって、避難場所と避難所、ここは避難場所でもあって避難所でもありますよみたいなくくり方もありますし、言葉面だけ捉えると、何かさらに分かりにくくなったのかなというふうには思っているんですが、逆に、その改正によって、どういった災害のときにはどこへ逃げるのかとか、いわゆる災害の種類ごとの避難行動が、よりはっきりしたのかなというふうに思っています。

したがって、行政はそうした災害の種類ごとの避難行動ということをして、住民に周知しておくということが、より重要になったのかなというふうには感じています。

その中で、日野町の地域防災計画を見せていただきますと、避難集合場所というもの指定されています。その定義を見ると、自治会単位において、災害時に身の安全を守る場所、および安否の確認を行うために住民が集う場所というふうに書かれていまして、それだけ読むと、そこが避難場所でもあるようにも、そうでないようにも解釈できてしまいます。

さらに、この集合場所に関して、村井大窪地先では、地震の場合であっても土砂洪水の場合であっても、同じように避難集合場所の多くに各町内の会議所、いわゆる会所が指定されているというところが幾つかあるわけですが、村井大窪のように、木造家屋が密集するそれらの区域で仮に大地震が起こって、また運悪く、それによって複数の場所で同時に火災が発生して、大規模火災のおそれがあるというようなことまで想定した場合には、とても会所が避難場所に、逃げる場所に適しているなというふうには思えないというふうに感じています。

さらに、同じ町の防災計画で見せていただきますと、さっきも申し上げました避難収容施設というものが指定されていますが、それが避難所の一定期間滞在する避難所の意味であれば、災害の種類にかかわらず、避難生活をしていただく施設ということでイメージできるんですが、避難場所、つまり逃げてくる場所という意味を兼ねるのであれば、もう少し分かりづらいところがあるのではないかなというふうに思っています。

それは1つは、どの区域の住民が、どの場所に逃げるのか、はっきりしないということもあります。避難収容施設には小学校と公民館両方が指定されていて、お互い、向かい同士とか隣同士とかというところの、どっちに逃げるんやということがはっきりしていない。おおむね、その辺に来たらええのかなということでもあるのかもしれないんですが、というはっきりしないということもありますし、それ以前

に、各避難収容施設には道路沿いに看板を立てていただいています、それを読ませていただきますと、この施設は風水害や地震が発生し、避難勧告が発令されたときに避難する場所として、日野町が指定した避難収容施設ですというふうに書かれています。この中で、地震のときの避難勧告も書かれているんですが、そういう場合、ないことはないと思うんですが、実際にどうなのでしょう、地震の際の避難勧告の基準で、本当にあるのでしょうか。そういうこともあったりして、住民にとっては、ぱっと見てなかなか分かりにくいなと、イメージしにくいなというような記載内容になっているのかなというふうに思っています。

今、2点ほど例を挙げました。二、三点例を挙げましたように、行政側からお示しいただいている避難行動がもう少し分かりにくいと、曖昧であるという結果として、住民側では、火災が発生するような大地震の際の避難行動のイメージが、余りというか、ほとんどできていないというのが実情、現状ではないかなというふうに思っています。そして住民側にイメージができないのは、もとに戻って、そもそも行政側の方で、災害の種類ごと、災害の種類に応じた避難行動の概念がはっきりしていないということが、もともとの要因ではないのかなというふうに思っています。それが、冒頭申し上げた日野地区の行政懇談会での、かみ合わない議論につながったのではないのでしょうか。

こうした以上を踏まえて、3つの点でお尋ねしたいというふうに思います。

まず1つ目は、日野町の地域防災計画の定めている、先ほど申し上げました避難集合場所の概念は、どういうものなのでしょう。一時集合場所、一時というのは、一時的に集まる集合場所という意味があるのでしょうか。また、そういうふうに一時的に集合するということであれば、その集合後の避難行動は、どのように想定されているのか、お聞きしたいと思います。それが1点目。

それから2点目ですが、日野地区の区長会では、これは任意の取り組みなんですけれども、大地震とか大規模火災が発生したときの広域的な避難場所について、区ごとの要望を取りまとめておられます。既に総務課の方に、提出を一部されたのかなというふうに聞いているんですが、そうした住民側の考えとか要望は、町ご当局も把握しておく必要があるのではないかなと。また、それをある程度は考えて反映する必要もあるのかなと思っていますが、その点について、お考えを伺いたいというふうに思います。

そして3点目ですが、先ほど来申し上げました、改正された災害対策基本法に1つは基づくとともに、今申し上げたような住民側の意見、要望ということも踏まえた中で、災害の種類ごとに、法律でいう指定緊急避難場所を設けるといったような、例えばそういうような現行の地域防災計画を、これから見直していくという予定がおりなのかどうか、3つ目に伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 山田議員から、地震災害や避難場所についてのご質問をいただきました。

まず最初の質問でございますが、町の防災計画に定めている避難集合場所についてでございます。災害発生時に住民の皆さんがまず避難をいただく場所として、土砂・洪水災害と地震災害の2つの災害種別に区別して、身近な集会所や公園、広場を、区や町内会ごとに選定をいただいたものでございます。その発生した災害の規模や状況によっては、そこからさらに公民館や学校等の避難収容施設に移動して、避難いただくことも想定をいたしております。

次に、日野地区区長会で取りまとめられた、大災害発生時の安全な広域避難集合場所についてでございますが、先日総務課の方へお話をいただいたと聞いております。区長会や地域で防災対策に積極的に取り組んでいただいていることは、大変ありがたいことでございまして、経緯を表する次第でございます。今後、こうしたご意見も含めて、町の災害対応の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、防災計画の見直しについてでございますが、現在、町の防災計画では、災害時に避難する場所や施設については、避難集合場所と避難収容施設の2種類を定めております。今後、災害対策基本法における避難場所等に関する規定の名称や目的と、町の防災計画の継続性等を勘案し、検討をしてみたいと。住民の皆さんにとって、より分かりやすいものになるよう、いろいろ議論をしていきたいと考えております。

この防災計画の見直しにつきましては、毎年1回防災会議を開いておりますので、所要の法令等の改正も含めて、町の防災計画についても見直しをいたしておりますので、こうした名称の扱い等についても、見直すのか見直さないのか、定義を変えるのか変えないのか、この辺も含めて、いろいろ地域の皆さんの意見も踏まえて、検討、対応をしてみたいと、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 3点目の質問については、よく分かりましたし、ある程度前向きに答えていただいたのかなというふうに感じています。

1点目、2点目については、もう少し具体的に教えていただきたかったなということがあって、8月の行政懇談会と余り変わらなかったのかなという感想がないわけでもないんですが、3番目にお答えいただいたことを、ちょっと頼みの綱にしまして、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げました行政懇談会に質問されたこととか、それから区長会の方で、広域的な避難場所について要望をまとめようといった、そうした動きというのは、もともと昨年に区ごとに大地震に備えた避難訓練をしたらどうやろうというような

ことが、話が持ち上がりまして、それがきっかけやったんです。ところが、その大地震が起こって建物が壊れて、運悪くあちこちで火の手が上がったということを想定したときに、じゃ、実際どこにどう逃げればいいのか、はっきり分からへんなどいうことになってきまして、避難訓練がやりようがないやんかということになったのが、そもそも今年のこういったことの始まりやったんですよね。だから、住民側にとったら、行政側にとっても、住民がどこにどういうふうに逃げはるのやということがはっきり分かっていなかったら、情報収集もなかなかまならんやろうし、情報の伝達、情報を伝えるということも、効率的ではないような気がしますので、それで行政側も把握する必要があるのではないですかと申し上げたんですが、今、町長からご答弁いただいたように、年1回の防災会議で防災計画を見直していただくと。その中には、先ほどご答弁いただいたように、防災計画ですから、あんまりこころろ変えるというわけにもいかないでしょう。一定継続性ということも、もちろん大事かと思うんですが、それ以上に、これも町長のご答弁でいただきましたが、分かりやすさというのが、より重要なことというふうに思います。そういう意味では、なかなか今現況は分かりにくいと。どこにどう逃げていったらいいのか分かりにくいということがありますので、その観点で、改めて役場がどう考えていただくのか、対応について総務課長の考えを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 山田議員さんの方から再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

避難行動における町の指定と、それから住民さんから見て分かりやすさということで、再質問をいただきました。

先ほど町長の方も答弁いたしましたけれども、一応、今、町の防災計画は、風水害と、それから地震とに分けて、各町内三役で、まず起こったときには、議員さんがおっしゃられたのでは、一時的といいますか、ところで、集合していただく、避難していただく場所ということで、避難集合場所というのを決めています。これは、意味的には、前に「地域」がついた方が分かりやすいのかもしれませんが、地域集合場所というような形で決めさせてもらっておりますし、地震の際のことも考慮して、昨年には、集会所だけではなくて、地震のときには、この広場、ここを決めようということで決めて、それぞれの区や自治会で決めていただいたという経緯がございます。それで、今、町の方では避難集合場所というふうに言うております。

それからもう1点、避難収容施設ですが、これは今の改正された災害対策法でいいますと避難所ということになるわけですが、そこにもう1つの概念として、広域的というのか、避難場所というイメージも、どう重なるのかというところが、ちょっと分かりにくいというところでございます。

町の方の、先ほどおっしゃられた看板につきましては、避難収容施設、いわゆる避難所としての機能のを中心に見て看板で書かせてもらっておりまして、そこにあるグラウンドに見えるところじゃないのかと、そういう思いがやっぱり出てくるのかなというふうに思いますので、今回の防災計画、今回といいますか、これからの防災計画を見直す中で、そのグラウンド施設についても、そこは避難できる場所でもあるわなと、収容施設としてだけでなく、スペースとしても活用していければなということについても、検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 再々質問は、もういたしませんか、もし見直していただけるなら、1つのポイントが、大地震の時に同時に発生する大規模火災という要素を、どう組み入れるのかということなのかなという感じもします。

ちなみに、日野地区では、昨年度から地区運営協議会が中心になられて、大地震に備えた地域防災の意識向上ということについて、さまざまな取り組みをさせていただいております。そうした住民側の自発的な意識向上の取り組みに対して、町ご当局は、その先、一歩でも二歩でも先をお進みいただいて、そういう意識を向けていただいて、来年には総合防災訓練が日野地区に回ってくるそうですので、そういうより効果的、効率的な総合防災訓練につなげていただくように要望し、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目に、少子化要因のロジックについてということで、質問させていただきます。ロジック、すなわち理論立てということで、少し論理的な整理をさせていただきたいということです。

人口減少は、我が国の社会に、さまざまな影響を及ぼす懸念があるかと思います。国全体で眺めてみると、人口減少の主な要因というのは、少子化ということではほぼ間違いのないかなと思いますが、じゃ、その少子化の要因は何やろうというふうになると、これは諸説あるようでして、国全体を眺めて、これが少子化の主な要因ですと特定することは、なかなか難しいというふうに言われています。しかし、そうかといって、さまざまに言われている全ての要因に対して、既存の施策を横並びで少しずつ講じていくということでは、結局結果的に、何もしないのと余り変わらないような効果しか出ないのではないかなというふうに思っています。

民間の機関が任意に自治体に調査をしたというレポートがあったんですが、少子化の要因が何であるかをはっきりした上で、少子化対策に取り組んでいる自治体というのは、そう多くないという、そんなレポートを読んだことがあるんですが、しかし、地域社会にとって、さらに具体的には日野町にとって、何が少子化の大きな要因なのかということ、さらに何が重要な課題なのかというロジック、先ほど言い

ましたように、論理立てをきちんとして上で、さらにその大小の関係であるとか前後関係、原因と結果の関係などを整理しておくということが、もともと大もとの人口減少対策の方向を見定める上で、どうしても必要ではないかなというふうに思っています。

そのための質問です。したがって、この質問は、町政に疑問を呈するとか、そんな趣旨ではなしに、私自身もいろいろと確認させていただきたいですし、そういう中で整理をさせていただいて、大もとの人口減少に関して、町ご当局と、できる限り考え方、理解を共有化したいという思いで、一問一答で質問させていただきますので、そのようにご了解いただければというふうに思います。

まず、根本のところ町長にお話をお聞きするんですが、人口減少が地域社会にどのような影響を及ぼすと捉えていただいているのか、町長の見解をまず伺いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 人口減少社会、さらには少子化というのは、大変この間大事な課題になってきておるということで、私も思っております。

地域社会に及ぼす影響についてでございますが、消費者と生産年齢人口が減少するということが、地域経済の停滞や縮小につながる。また、集落機能や地域コミュニティの衰退につながるということ。さらには、医療や介護に従事する人手不足も懸念をされるということになります。また、行財政の部分では、高齢人口の増加による医療費や介護の費用が増大する一方で、人口減少によって所得を得る人の減や消費の後退などから、税収の減が懸念をされるということで、結果として、なかなか地域社会や行財政運営に大きな影響を及ぼすものと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4 番（山田人志君） 今教えていただいたように、恐らく、私もそのようなところが、大枠でのその影響要因かなというふうに思っています。

その中で、特に地域経済の停滞縮小というお話をいただきました。それが1つ、大もとの要因になって、それで財政の問題もそこから波及してくるだろうし、ひょっとしたら、人手不足ということも、そこに関係あるのかもしれませんが、それも、人口減少が、年少人口、生産年齢人口、高齢人口と同じ割合でだんだん少なくなっていくのであれば、それに応じて、経済の規模もこじんまりしたらいいやないかと、そんな考え方もあるかと思うんですが、実際、多分そうではないですね。恐らく、若い人ほど減っていくという形で、そうであれば経済規模を維持しないと支えられなくなるということが、大きな影響なのかなというふうに思っています。

そのような大きな影響を及ぼす人口減少の主な要因が少子化であるとして、国が

少子化問題に本格的に取り組むようになった20年ほど前ですが、当時の厚生省人口問題審議会が、少子化の要因として5つほど掲げているんですが、1つ目が、個人の価値観、結婚観の変化。それから2つ目が、親から自立して結婚生活を営むことへのためらいということ。3つ目が、育児の負担感、仕事との両立の負担感。それから4つ目が、結婚子育てにより継続就業を断念した場合に失う利益の増加。それから5点目には、教育費をはじめとする子育てコストの拡大と、こういう5点を上げておられます。

以下、この国が捉えている少子化要因に沿って質問させて進めさせていただきますが、まず一番最後、5番目に、教育費が少子化要因として上げていただいています。実は私、この意味、あんまりピンと来ていないんですよ。教育費が少子化要因ということで、余りピンと来ていない、イメージできない部分があるんですが、そこで教育長にお聞きするんですが、教育費と少子化の関係についての捉え方はいかがでしょうか。お教え下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 一問一答ですので、自席にて答弁させていただきます。

今、教育費と少子化の関係につきまして、山田議員からご質問いただきました。

教育費の負担につきましては、平成21年度の文部科学省の白書におきまして、家計負担の現状と教育投資の水準として分析されておりまして、国民意識の調査結果からは、理想の子どもの数に比べて、出産する予定の数の少ない理由ですとか、子育てのつらさの1つとして、教育費負担の大きさが挙げられております。そして貧困の格差拡大によりまして、家計収入が低いほど教育費負担の重さが深刻化し、教育の機会、学力、進路の格差に直結するおそれがあると指摘されているところでございます。

こうしたことから、教育費、子育てコスト負担の重さが、少子化の1つの要因であると考えておりますが、しかし、このことが少子化の要因の1つではありますものの、全てを示しているものではなくて、結婚出産に対する意識ですとか、また就労形態や家族形成状況の変化、さらには、女性の就労継続の厳しさ、子育て不安などの要因が複雑に絡み合って、大きな課題になっているものと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 子育てのつらさの要因が教育費、そういうことは少なからずあり得るのかなと感じますが、今、教えていただいたことについては、後ほどまた触れさせていただくということにして、先に、教育費以外で子育てのコストというのが、どういうものが考えられるのか、ちょっと関係の課の考え方を伺いたいと思うんですが、福祉課では、どのように捉えていただいていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） 子育てのコストについてでございますが、福祉課の管轄といたしましては、幼児期においては、保育料を負担いただいておりますことが、そのことになるのかなというふうに考えています。

今後も、保育料につきましては、関係各市町の動向等を注視し、保護者にとって負担感が増すことがないよう、進めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4 番（山田人志君） 企画振興課長にも伺ってもよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいまの学校教育課の方からも、福祉課の方からもお話がございましたけども、少子化要因となる子育てにかかるコストについてですが、子育てコストとしては、大きく養育費と教育費に分かれているわけですが、実際にその占める割合としては、養育費の方が大きいございます。ただ、経済的負担として大きく感じられているのは、大学など高等教育費、学校以外の教育費、塾等になると思うんですが、それと保育所等のデータがあることから、特にそうしたコストも子育てにかかる不安要因になっていると、大きく占めている部分かなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4 番（山田人志君） 先ほど教育長のご答弁の中で、要因が複雑に絡み合っているというか、複数、複雑ですよというふうに教えていただきました。ただ、その複数、複雑にあっても、それが横並びですらっと並んでいるというものでは、私はないと思っているんですよね。きっと、その中には、いわゆるロジックツリーの前後関係とか、原因結果みたいなそんな関係が、多分あるのかなと思っています。

それを考えていく上で1つのヒントになるのが、今、企画振興課からお答えいただいた、教育費と養育費という言い方をされまして、養育費の占める割合が大きいということを言っていただきました。経済的負担、今のは教育費という意味の経済的負担をおっしゃっていただいたかと思うんですが、経済的負担というのは、もう少し大きくダイナミックに捉えてみてもいいのかなと思っています。

というのは、我が国の合計特殊出生率の低下というのは、出産した女性の割合の低下、要するに子どもを生まなかった女性の割合が低下しているということから、出生率の低下がもたらされているというふうに、そういうデータがあります。さらに、我が国では、結婚と出産が密接に関係、関連しているものですから、出生率の低下というのは、結婚をしない選択、いわゆる非婚化と恐らく密接に関係しているのかなという説があります。あるいは、もう1つの説として、晩婚化によって出生数が減少していると。すなわち、もう1人子どもがほしいなと思いながらも、もう大分

年やからということで、ちょっとそこは控えておくとか、そういうことなんだろうかね。という説もあります。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、日本では、結婚ということが、その後の出産、子育てということと密接に関連している関係で、すなわち少子化の要因というのは、結婚をしようかどうかという段階で、その判断に影響を与える何かなのかなというふうに考えられるわけです。そのように思うと、果たして、さっきも言いました教育費の話なんですけど、結婚を考えると、子育ての費用、そこまで果たして本当にイメージできるものなのか。ましてや、教育費ということもイメージして、結婚をしようか、せんとこかというふうに考えるものなのか、なかなかぴんとこないと言ったのは、そういったことなんですけども、結果的には、教えていただいたように、教育長から、結構苦労されるということは現実にはあるんではと思うけど、うんとさかのぼって、結婚しようかというときに、そのことが判断要因になるのかなというのは、イメージできないという話です。

それよりも、もっと手前のところで、結婚あるいは出産したときに、仕事との両立を断念して失う経済的利益というのがあるかと思うんですよね。あるいは、資金の問題じゃなくても、キャリア上の機会損失、すなわち、もっと自分の能力を発揮できるかもしれんのかとか、あるいはもっと上を目指せるのかとか、そういうチャンス逃す機会損失ということが、多分あるかと思うんですが、これは先ほど国が示していた4番目に出てきた、今、継続就業を断念した場合に失う利益という言い方になるんですが、失う利益ということは、裏返して言うたらコストですから、多分、これが一番最初に出てくる子育てコスト、一番最も大きな子育てコストという捉え方をしてもいいのかなというふうに思っています。

そこで重要なのが、結婚、出産、子育てと、それから仕事ということの両立環境ということになるのかなと思うんですが、そこでまず安心して結婚していただく、非婚化を避けていただくという町の施策、そういうものがあるんでしょうか。企画振興課に教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 非婚化対策につきましては、既に平成23年度から婚活事業を実施しておりまして、結婚に向けた出会いの場づくりを行っているところでございます。

結婚に向けましては、自身の活動のみならず、地域ぐるみでの支援が必要という考えから、町の婚活事業に加えまして、昨年度から、地域でも取り組みを進めていただこうということで、本年度は婚活事業を、5団体6地区で取り組んでいただいているところでございます。

現在、町では、町内という限られたところだけではなくて、近隣市町とか、それ

から県とも連携をして進めているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 福祉課にもお聞きしたいんですが、子育てと仕事の両立環境という意味では、町の施策としてどういうものがあるのか。また、その効果という点ではどうなのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま福祉課に関して、ご質問をいただきました。

福祉課としての対応といたしましては、育児、仕事の両立につきましては、子どもさんの就学前につきましては、ご両親の就労状況に応じて幼稚園なり保育園で、また小学生になれば学童保育所で、保護者が安心して子どもを預けていただけることができる体制整備ということが重要であるというふうに考えております。

現在、保育園につきましても、大変多くの申し込みもいただいております、その点では、一定の支援につながっているのかなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今ご答弁いただいたように、行政施策ということで、学童保育所も含めて保育ということが、かなり重要なかなと思っています。

その一方で、結婚の選択ということまで考えると、行政施策だけではやっぱり限度があります。

そこで、行政の施策以上に大事なのが、企業側の対応になるのかと思うんですが、つまり企業ごとのワーク・ライフ・バランスへの取り組みということになりますが、これは労働行政ですから、商工観光課ということによろしいですね。

そこで商工観光課にお聞きしますが、町内企業のワーク・ライフ・バランスへの取り組みについて、状況をお教え下さい。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 日野町でも、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいただいているということで、内容としましては、労働時間とか休暇制度、子育てや介護支援、イクメン応援などの様々な取り組みがございまして、日野町では、現在12の企業様が、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業ということで、県の方も推進の方を進めておりまして、推進企業というふうに登録されているというのが12社ございます。この子どもの看護休暇の拡充とか有給休暇取得の促進、また、ノー残業デーの設定や、男性の育児休業休暇取得の勧奨等の推進に力を入れておられるというふうに伺っております。

ただ、何百社もあるうちの、まだ12社ということでございますので、今後ともこの実態の把握に努めますとともに、毎年行っております企業さんへの訪問とか、そういうようなのを通じまして、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みについて、

これからも促進に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4 番（山田人志君） 今おっしゃっていただいた12社の推進企業、これは滋賀県ワーク・ライフ・バランスというふうに銘打たれていますので、県の施策、労働局の施策なのではないでしょうか。それはちょっと分かれば教えていただくと、そしてその12社に対する町の対応、先ほども申し上げましたように、労働行政、労政ですから、多分商工観光課ということになるんでしょうが、その12社に対する対応、そして課長が言っていたように、それ以外のはるかに多い企業へのワーク・ライフ・バランスへの対応ということで、お答えにいかかもしれません、その課の体制としては、実体としてはどうなんでしょうか。お答えいただければありがたいです。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 今申し上げましたのは、県の方で推進をされているということで、県の事業の一環の中でです。

県下におきましては、現在711社が登録されているというふうに伺っておりますが、町内では、先ほど申しましたように12社さんということで、そのうち10社は建設業ということで、建設業への就職者の、なかなか集まらないとか、そういうこともありまして、やはりそういうところから進めておられるかなというふうには思っております。

町が直接、現在ワーク・ライフ・バランスへの町の応援企業ということで取り組むというのが、現在のところまでできておりませんので、今後そういうようなことも含めて、企業さんの方に呼びかけというか推進というか、そういうようなのは勧めていきたいなというふうに思っていますが、町として、今、直接12社さんに対して、これこれこういうような、またさらに町として協力できるようなことというのが、まだできていないというのが現状でございますので、今後、また検討していきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4 番（山田人志君） 12社が建設業者、なるほどなというふうに思わせていただきました。

ところで、我が国では少子化が急激に進んだ1980年代から2000年代初めにかけて、その20年間ぐらいですけれども、子育てと仕事の両立関係は、実はほとんど変わっていないというようなデータがございます。それでも、その20年間少子化はとまらなかったということですので、ということは、子育てと仕事の両立環境というのは、もちろん少子化対策として極めて重要な対策ではあるものの、それとは別に、それより前に、何か別のそれ以外の要因があるのかなというふうに感じられます。

我が国の少子化対策にかかる費用というのは、GDP費で1パーセント台という

ことで、諸外国に比べて随分低いというふうに聞いています。反面、これは別の話になってしまうんですが、高齢者対策では、その少子化対策の10倍ほどの資金がかけてられていて、諸外国より高いという水準のようですが、それはともかくとして、ということは、近年の出生率の下げどまりとか若干の回復ということも加わって、そういう傾向から考えると、少子化対策というのは、確かに効果はあるのかというふうに思います。

ただ、その資源の投入量、絶対量が少なく、どうしてもその効果も限定的になってくるといえるのかなと、それが実態なのかなというふうに感じています。

さらには、その少子化対策として、もう一方、企業側の対応、いわゆる今お聞きしたワーク・ライフ・バランスということは、これは企業側の方針次第ですから、行政から見たら、行政側の働きかけ次第ということになってしまって、特に体制が十分に整わないような小さな自治体では、なかなかそういうワーク・ライフ・バランスにかかりきりになって、チームを組んでやるんやみたいなのは、なかなか難しいのかなという、それが現状かというふうに思います。

そうした現状がある一方で、国が示す少子化要因の、さっきの1番目に申し上げた、個人の、特に女性の価値観、あるいは結婚観の変化というのが、余りにスピードが速くて、今ほど話をさせていただいていた両立環境という効果は少しずつあるものの、どちらかというと、価値観、結婚観の変化の方のスピードが速くて、その効果を追い抜いてしまったのかなという感じがします。それが我が国の少子化の、最も一番の要因であるのかなというふうに、理解できるのかなというふうに思います。

という前提に立って、この今ほど申し上げた価値観、あるいは結婚観の変化とは一体どういうものなのか。また、それに対してどういう対策があるのか、企画振興課に考え方を教えていただけたらというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 価値観、結婚観の変化ということでございますけども、多くの若者が結婚を望むという状況には変わりはないわけですが、若者の非正規雇用等による低収入や不安定雇用というものが増えるなど、社会情勢にあって、結婚後の将来展望が見通せないことから、結婚に対する不安や自由さ、気楽さを望む傾向の強い人も増えるなど、価値観や結婚観の変化につながっていると考えています。

結婚に対する価値観をよりよいものにしていくためには、まず若者の雇用の安定と収入が高まる政策の展開や、子どものころから結婚、出産、子育てについての学習啓発をするなど、国に働きかけていく。それから町においては、子育てに関する不安を取り除くための支援制度の充実を図るとともに、子育て家庭が地域とのつな

がりを深め、地域での教育力を高めていくことが必要と考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4 番（山田人志君） 私なりの整理の仕方で申し上げますと、結婚することのメリットは、基本的には、配偶者と子どもを持つと、それは多分間違いないでしょう。さらに、そこから経済的なメリットということで考えると、共同生活をすることによって生まれる規模の利益とか、逆に分担の利益とかそういうものがあって、それは恐らく男性も女性も、ともに感じられるメリットかなと思います。

一方、デメリット、特に経済的なデメリットということで考えますと、先ほど来申し上げますように、結婚出産の際に、万一退職ということが伴えば、先ほど来申し上げている経済的な損失、あるいはキャリア上の機会損失ということがあって、これは恐らく女性だけに感じるデメリットなのかなと、女性だけが被るデメリットということになるのかなというふうに思います。

つまり、女性の価値観の変化とは、1つは、結婚出産によって、女性だけが被るデメリットが大きいくということのために、結婚をしないということが選択肢になってしまったと、それが一番大きな価値観の変化なんだろうなと思います。

もう1つ、価値観の変化ということと言われるのが、結婚相手を選ぶ基準が変化したというようなことも言われていまして、これは経済的な維持とか向上を相手方に求めるようになったということで、いずれも経済計算ということが主な理由になっているようですが、先ほど企画振興課がご答弁いただいた中で、子どものころからの結婚、出産、子育てについての啓発というようなお話もいただきました。また、地域での教育力を高めていくというお話もいただきました。その関係で伺いたいんですが、この今お話しさせていただいている価値観、結婚観の変化は、学校教育とか社会教育とも、何かしらの関係があるのでしょうか。教育委員会での捉え方、教育次長に、まず伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（古道 清君） 学校教育、社会教育との関係につきましてですが、学校教育におきましては、将来の経済的自立に必要な学力やコミュニケーション力をつける、基礎的な役割を担うことになると思います。家庭科やふるさと学習等を通じて、自分と社会、私たちの地域日野町との関係について考え、今の自分と将来の自分や日野町、そして未来の自分と地域はどうつながっているのか、将来を展望する力をつけさせることが大切だと思います。

そして、学校教育を含むその後の社会教育を通して、気づき、学び、つながることの大切さと、自分のあり方と地域の関係を考え続けることができるようにすることが大切であると考えます。

なお、学校教育および社会教育の取り組みについては、後ほど学校教育課参事、

および生涯学習課長から、それぞれお答えさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（野瀬 薫君） 学校教育におきましては、例えば、中学校家庭科「家族と家庭生活」の單元において、社会全体で見ると、ひとり暮らしと夫婦のみの世帯が増えており、少子化が進んでいることを学習しています。その学習過程において、少子化が社会にどのような影響を与えるのか、本やインターネットを使って調べたりグループで話し合ったりして、一人ひとりが課題意識を高められるように努めています。

その後、これからの私と家族と関係について考え、家族と協力しながら生活し、家族の中で役割を果たすこと、生活的にも精神的にもひとり立ちすることの大切さ、親や兄弟が自分とは異なった考え方を持っていることに気づき、それを受け入れることの大切さ等について学んでいます。

このようにして自分と家族の関係を考え、自分の将来について考え、将来を展望する姿勢を身につけられるように働きかけています。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 社会教育的な観点からということで申し上げますと、我々を取り巻く身近な生活環境や、自治機能の低下によります課題から明らかにしまして、学習、協力、共同して課題を解決していく、「つどい まなび つながる」公民活動をはじめとした取り組みが、大切であるというふうに考えています。

既に、公民館を中心に、婚活事業であったり通学合宿に取り組まれておりまして、地域社会のさまざまななかかわりの中で、若い世代への支援、また子どもたちの育ちを見据えた活動が、住民主体となって進められています。

今後も地域のつながりが深まるよう、社会教育としての応援の仕方を研鑽してまいりたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 学校教育、社会教育を通じて、価値観を変えてしまうことがあると、洗脳教育みたいになってしまって、それはあんまりよろしくないのかなと思うんですが、そうじゃなしに、こういう価値観もあって、別の価値観も、多様な価値観がありますよということは、ぜひ今おっしゃっていただいたように、いろんな機会を通じてやっていただければなというふうに思います。

ところで、今、これまでずっとやりとりさせていただいた話というのは、日本全体をひっくりめて平均的に見たような話でありまして、実際には都市部で起こっていることと地方で起こっていることは、かなり違うのかなというふうに思います。一般的に、人口5万人未満の小規模な自治体では、結婚、出産、子育てと、そういう支援を行っても、その効果は限定的といわれるような話もあって、なぜならその

理由は、地方の人口規模の小さな町村では、結婚、出産、子育て支援の対象そのものがずっと転出されていって、対象が減り続けているということがそもそもあって、相手がいなくなって効果も限定的ということだそうです。

そこで企画振興課に伺いますが、こうした状況というのは、この日野町においても同じなのでしょうか。あるいは、日野町では、また違う事情があるのでしょうか、お教え下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 結婚、出産、子育て支援というのは、全国の市町村で取り組まれているわけでございます。特に、先ほどおっしゃったように、非常に危機感の高い小規模自治体では、さまざまな取り組みがされているというのが現状でございます。

当町におきましても、国や県の制度を上回る支援策を実施しているところでございます。しかし、それぞれの小さな自治体で一定の効果は上げたとしても、国全体としては、効果は限定的なものなのかなというふうには思っております。

ただ、昨年県の方が調査しました県民の結婚意識調査というのがございます。その中で、特にやはり一番大きいのは、先ほどから議員がおっしゃるとおり、経済的なものが非常に大きいという結果が出ております。

特に結婚をする場合にも、経済的なものが心配やということでございますけども、さらに子どもを生みたいという場合に、何が一番問題かといいますと、お金がかかるんだと、教育も含めてですけども、これが最も非常に心配やというのが68.5パーセント。そして、やっぱり心配やねというのが27.1パーセントで、95パーセント超える方が、いわゆるこの部分に不安を感じているということからすれば、これは基本的には、やはりそれぞれの自治体で、一定の効果をいろいろしていますけれども、本来国全体でそうしたことを踏まえて、効果を上げていくべきだというふうを考えています。

ですから、全国どこでも市町村に住んで、同じように安心して出産、子育てできるというような支援制度や教育を、国がやっぱり責任を持って展開すべきではないかというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今、お答えいただいたデータというのは、県のデータ、日野町の、県のですか。

それと1つお答えいただけなかったのは、結婚、出産、子育ての支援の対象が減り続けているという傾向が、全国の地方の現状という中で、日野町も同じなのでしょうかということなんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 同じ状況でございます。先ほど言いましたように、全ての自治体がそういう状況ではなくて、進んでいるというよりは、どちらかというとお金をかけ、さらに手厚くやっているところについては一定維持、ならびに転入というところで取り組んでおられるところがございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 市町ごとの比較でもそうなのでしょうし、恐らく、日野町の中だけ見ても、地区ごとに多分状況の違いってあるのかなと。つまり、過去には大がかりな宅地開発とか、そういうものがあつたところには、それなりに転入もあつて、社会増減もそれほど激しくはないけども、そうでない地区は社会減が非常に激しいとか、そんな違いがあるのかなと思います。それでも、それはどちらかといえば、転入があるかないかという違いであつて、町全体で見て、転出の場合だけ見れば、それほど大きな違いはないのかと思いますし、さらにその中で、転出者の中の若年層の転出の状況ですが、それはどうなのか、その若年層の転出の主な理由は何なのか、企画振興課にもう一度伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 若年層の転出状況についてでございますが、男女で大きく異なります。男性は、高校卒業後に就職や進学によりまして、他市町へ転出される人が多くございますが、数年後には、ある程度町に帰ってこられておられますし、さらに20代後半につきましては、就労のために町外から転入ということも見られます。

一方、女性につきましては、就労や進学により他市町へ転出された後に、結婚などによりまして、帰ってこれないという状況になっております。そうしたことから、その分につきましては、恐らく我が町だけではなしに、多くの市町がそういう状況にあるのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） ということは、男性の場合は、直接的に働く場の問題なのかもしれないし、ひょっとして、女性の場合でも、間接的に働く、働ける場所というのがどこにあるのかということに関係しているのかなと。働ける場所によって、その後の結婚の転出みたいなこともかわってくるでしょうから、間接的に関係あるのかなというふうに感じます。

それプラス、働く場所がどこにあるかということだけでなしに、多様な働き方ということの啓発も、そういう意味ではポイントなのかなというふうに思います。

質問はあと1つ、もう一度企画振興課に伺うんですが、今お聞きした若年層の転出ということも含めた中で、この20年ぐらいの日野町における人口の社会増減の特徴というのを教えていただくとすれば、どういうことになるのかお答えいただけれ

ばというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 人口の社会増減における当町の特徴でございますけども、近年の傾向としましては、年間の転入者数と転出者数の差でございますが、転出者数がおおむね100名、恐らく以上という状況になって、100名多いという状況になっております。中でも4歳までの児童、幼児、10代後半から30代の年代層の転出者が多く、一方で、60代以降につきましては一定の転入者があるということで、少子高齢化が進んでいるという状況でございます。

先ほど、私、地区での婚活のちょっとお話をさせてもらったんですけれども、取り組んでいただいているのが5団体6地区と申しましたけども、4団体5地区でございますので、済みません、訂正させていただきます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 日野町の人口ビジョンを見せていただくと、これまでは20年ぐらいをずっと見ると、以前は転出分を転入で埋めてきたというようなところがあるけども、それが近年では、だんだん転出の方が増えて、埋めきれなくなってきたということが、それが今ご答弁いただいた、100人多い状況ですか、転出が。ということになってきたのかなというふうに思いますし、あともう1つおっしゃっていただいた、10代後半から30代の年代層、この転出が長期的な傾向なのか一時的な何か事由があるのか、その辺がちょっと分からなかったのですが、それがもしお答えいただくならお答えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 特に顕著であったときといいますのが、これは予測でしかないわけですが、平成25年ごろの消費税の上がるというときに、恐らくアパートにいる方が、家を建てるという判断をされる1つの要因であったであろうと。そういうところでは、ちょうどこの辺の年代が引かかってくるので、若干その辺の影響が統計的に出てあったかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 端的に言えば、消費税の増税要因みたいな感じですかね、その話は。分かりました。

今回やりとりさせていただいて、いろいろ確認させていただいたこともございますし、私もロジックが少し整理できたように感じています。これ以上質問はさせていただきますが、最後に、今のやりとりも踏まえさせていただいて感じていること、考えていることを申し上げたいと思います。

日野町は、一般的な地方の小さな自治体と同様に、転出の傾向はあるものの、町内か、あるいは町内でなくても、通勤可能なところに、まだ働く場所があって、そ

れが一定程度転出ということも抑えてきたのかなと、抑制してきたのかなと思います。

さらにもう一方で、過去の宅地開発によって、これまで転出に見合う転入が続いてきて、急激な人口減少にはならないような、そういう歯どめをかけるような貢献をしてきたのかなというふうに思います。さらに、その転入して来ていただいた年齢層というのは、いわゆる子育て世代が中心であって、地区によっては、地区ごとに見れば少子化が顕著な地区もあるでしょうけども、日野町全体で見れば、実際に少子化はそんなに急激でない、緩やかなところにとどまっているような貢献もしてきたのかなというふうに考えますし、その意味では、今現在たちまちで、子どもたちがいるところには、たくさんいるという状況ですから、子育て支援というのは、今の施策としてとても重要なのかなというふうに思います。

しかし、今後を考えたときに、このまま大がかりな宅地開発も、あるいはまた働く場所も増えないというようなことが続いて、10年後の日野町を想定すると、現在のいるところにはたくさんいる子どもたちが働く年齢になって、そろそろ結婚も考えようかみたいな年齢になって、そうなってくると、ひょっとしたら一気に転出だけが加速するというおそれがあるのかもしれないです。さらに、その10年後というと、いわゆる団塊の世代が後期高齢者にならば、ちょうど超高齢化社会が到来するかしなないかということでもありまして、そういう意味では、日野町は、近い将来、ひょっとしてですが、一般的な地方の町村では経験もしていないような、急激な人口減少と少子高齢化に見舞われるという可能性が、ないではないというような感じもします。

そのために、これからの日野町にとっては、とりあえず一番大事な政策というのは、今いる若い人たちに日野町に住み続けてもらう、あるいはどうしたって転出はあるでしょうから、そのためには、日野町に移り住んでもらうということが、当面これからの少子化とか人口減少に備えて、大きな取り組みではないのかなというふうに思います。

さらにその中で、子育て支援ということの位置づけですけども、これはたちまち今のママさんたちに重要な政策であると同時に、次の世代に日野町の優位性を伝えてもらう、分かりやすく言えば、今の子育てママさんに、子どもたちに、日野町は子どもを育てやすい町やでということを伝えてもらって、次の子どもたちがまたママさんになるときに、日野町に住み続けるということを選んでもらうという意味で、子育て支援というのが重要な柱になるのかなというふうに思います。

さらに、この子育て支援ということ言えば、先ほどもここで申し上げましたように、価値観の変化があるわけですから、その価値観の変化のさらに前に行くような、既存の施策を一段と充実すると、福祉課から教えていただいたようなことも、

充実するということはもちろん大事なんですけど、それだけではない、何かしら価値観を先取りするような優位性というのが、見えなければならんのかなというふうに思います。

こういった私の考えがあたっているかどうかはともかくとして、現在の状況が、5年後、10年後、ずっと続いていくというようなことはないということは、ほぼ間違いないかと思いますので、どうかそのため、町ご当局も、ぜひさまざまにロジックの組み立て、整理をしていただいて、どうか戦略的にメリハリのある町政の執行、先ほど、午前中の質疑の中でも、スクラップなしでビルドばかりだという話もありましたので、どうしたってそういうメリハリということは必要になってくるかと思しますので、ぜひ戦略的にメリハリのある町政の執行をしていただきますようお願い申し上げます、今回の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 一般質問に入る前に、9月議会におきまして、大窪の交通事故多発交差点につきまして、対応を早くしていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、通告書に基づきまして、2点ほど一般質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、西大路小学校プールの給水口についてなんですけれども、近年、各地で地震が起こりまして、大きな災害、多々あります。9月にも、日野町におきまして、震度3の地震があったと思いますけれども、日野町につきましても、いつ大きな地震が起こるか分かりません。日野町につきましては、津波の心配はないと思いますけれども、大きな災害があったときには、家が倒壊し、また大きな火災が起こるかも分かりません。

そこで、西大路地区につきまして、今、私、前回も日野小学校のプールのことも言いましたけれども、西大路小学校のプールには、西大路地区にとっては大きな防火水槽であります。ところが、プールの西側に給水口がありまして、西側の方に幼稚園のフェンスで囲まれています。ところが、9月4日にも日野町内で総合防災訓練がありまして、その中でも、かなり消火活動がしにくい状態で、私、地元の消防団の方にも、ちょっとそれを何とかしてくれという要望もいただきまして、話をするんですけれども、フェンスを乗り越えて給水をするというのは、本当に非常に時間がかかり、また、危険度もあります。そこに吸管を延ばして、このフェンスを乗り越えるという時間がかかりかかります。そこで、町としての考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 防火防災対策としての、西大路小学校プールの防火用水機能に関してご質問をいただきました。

消防用給水口につきましては、現在、プールと幼稚園庭の間にある高さ約1メートルのフェンスの上を吸管がまたぐ形で、小学校グラウンドの側から消防車両に給水することが可能な状況となっております。しかし、いろいろご指摘あったように、より迅速な給水操作を行えるようにすることも大切だと、このように思うところでございまして、具体的な対応の仕方については、地元の消防団の皆さんと教育委員会、学校と相談しながら、検討をしてみたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今の現状なんですけれども、西側の桜並木、あちらの方から軽トラが入れて、鍵はかかっていないと聞いています。軽トラしか入れないということ、先ほどもちょっとありましたけども、小型ポンプしか使えない状態で、車両も入れないことはないんです、小学校の方からだったら。ところが、かなり狭い中で、フェンスはやっぱ邪魔になるということを聞いております。フェンスを、日野小学校も一緒ですけれども、開けるように、開口できるようにできればしてもらいたいという要望があるんですけれども、その辺もちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 奥平議員の方から、再質問をいただきました。

今おっしゃっていただきますように、現状では1メートル程度のフェンスを乗り越えたら給水ができるけれども、時間がかかる、安全性が低いと、そういうことでございます。教育委員会の方とも協議といいますか、請け負いをさせていただきまして、今おっしゃっていただいたというのは、フェンスを入れるように開ける方法か、もしくは今の西側にある給水口を、違う方向に取りつけることが可能なのか。例えば、南側の方にちょっと角っこを飛ばして回すということで、日野小学校のグラウンドから入って、そこへつけられる方がいいのか、そこをちょっと地元の消防団さんとも、学校教育課とも検討させていただいて、対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 日野小学校、違う。日野小学校と言うたで。

総務課長（高橋正一君） 済みません、西大路小学校です。間違いです。済みません。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（古道 清君） ただいま総務課長の方が答弁いたしました内容につきましては、課長と次長との間でも話をいたしまして、現場の方に見に行かせて、適性に行うように判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今、西大路小学校のことも言ったんですけど、日野小学校も一緒なんですけども、以前、教育長に鍵をつくっていただきまして、迅速には入れる

ようにはしていただいたんですけれども、今の現状、日野小学校にありまして、グラウンド整備に使う工具が入っている箱が両サイドにあって、その間に給水口があります、日野小学校の場合。なぜ、先生方はそれを平気でされるのか、僕はちょっと理解に苦しむことがあるんです、いつも。自分らの家が燃えているときに、消火活動に邪魔になるものを、なぜわざわざ給水口の両サイドに建てて、平気でおられるのか。私、日野小学校の運動会に来賓で行かせていただいたときにも、なくなったんかいなと思うほど奥に入っていて、以前も火事がありまして、カラスの森といいますけど、あそこの神社ですね。天神さんといわれてるのかな、あそこのマンションが燃えたときも、あそこに行くのが大変だったという状態を聞いております。

子どもたちが悪さをするようであれば、今、課長が言われたように、南側につけるとか。

議長（杉浦和人君） 奥平君、次の日野小学校で指摘されたら。また、日野小学校の案件があるので、日野小学校のことは日野小学校で言われたら。

もう、西大路はそれでよろしいですか。

3番（奥平英雄君） いや、西大路もあるんですけど。

議長（杉浦和人君） そうしたら、続けて下さい。

3番（奥平英雄君） 西大路小学校も一緒なんですけども、この給水口自体を、しやすい状態に何で置かないのかが、ちょっと私、分からないので、教育委員会の方でどういうふうに使われているのか、ちょっと聞きたいんですけど、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 教育委員会次長。

教育次長（古道 清君） 西大路小学校に関しましては、以前にもご指摘いただきまして、一旦、学校管理の担当の者と消防主任も一緒に行って、現地も確認しながら、その段階では、一旦行けるかなという判断をしたのは、正直なところでございます、その後、また今、こうやってご意見いただきましたので、再度検討させていただいた中で、より消火作業がしていただきやすいような対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今後とも、またちょっといろいろと考えていただきまして、対応の方、よろしくお願いいたします。

続きまして、日野小学校グラウンドの避難所、また体育館につきましては、避難収容施設、先ほど山田議員も話をされていましたが、各地の小学校のグラウンドは、ほとんどが避難集合場所になっておりますけれども、日野小学校にあっては、今また先ほどと同じなんですけれども、フェンスで囲まれていて、入れない状

態であるということで、お願いに来られた方がいました。いつ起こるか分からない地震、また災害等に、体育館の避難生活になった場合、町としての考え、いろいろ聞かせていただきたいんですけれども、1 番目につきましては、避難者の受け入れ、また名簿の作成。2 番目にけが人、また病人の対応。3 番には、トイレ、ペットの対応。4 番目に食事の提供、また炊き出しも含む話なんですけれども、5 番目につきましては、有事の際のグラウンドの、また体育館の鍵がいつもかかっているという、先ほどから何回も言っていますけれども、誰が開けにいくのか、この地震の起きたパニックっているという言い方は悪いんですけれども、災害が起きたときに誰が行けるのか、それをちょっと聞きたいんですけれども、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 地震等の災害時における避難収容施設での対応についてでございますが、避難者の受け入れや名簿の作成につきましては、大規模な災害時には、まず各地域や区の避難集合場所に避難し、区長さんや自主防災組織により、避難者の名簿作成や安否確認を集約していただくことを想定しております。

また、災害が大規模な場合などに、町が開設する避難収容施設での避難者の受け入れ等についてでございますが、防災計画で指定している各施設の担当町職員や施設管理者をはじめ、自治会や自主防災組織の皆様などのご協力を得る中で、避難集合場所で作成いただいた名簿等を参考にしながら、避難者の適切な受け入れや名簿の作成などを行うこととしております。

次に、けが人や病人への対応でございますが、大規模な災害時には、避難収容施設に救護所を設置することとしております。町の保健師を中心とする医療救護係が、被災状況により、町内の医師会や保健所、県医師会等へ応援要請を行い、関係機関等の支援を得る中で、けが人や病院の対応を行うこととしております。

次に、トイレやペットの対応についてでございますが、災害により断水した場合には、水洗式トイレが使用できなくなることから、初期対応としては、水洗便器に設置できる簡易トイレを活用することや、簡易式の仮設トイレ等を設置することで、ライフラインが復旧するまでの間、対応することとしております。

避難収容施設のペットの対応については、現在の町の防災計画には対応方法の規定がありませんが、最近他の被災地でのペットにかかわる状況などを教訓として、災害時の避難場所での対応方法について、今後研究をしてまいりたいと考えております。

次に、炊き出しを含む食事の提供についてでございますが、大規模災害時の食料供給については、災害対策本部の民生班および地区班を中心に、赤十字奉仕団、自衛隊、その他各種団体の応援協力のもとに、食料品の確保や調達、炊き出し等を実施することとしております。このうち、炊き出しについては、地区班に配置する町

の給食調理員等を中心に、避難収容施設となる各小学校と中学校の給食室で行うこととしているほか、災害の規模によっては、他の避難収容施設等でも実施することとしております。

なお、住民の皆さんには、災害時に備えて、1人当たり3日分の食料と飲料水を、各ご家庭で備蓄していただくようお願いをしておるところでございます。

次に、有事の際に避難収容施設となる学校体育館の鍵と、小学校のグラウンドの鍵について、誰が開けるのかということでございますが、災害発生時において、町の災害対策本部が避難収容施設の開設が必要と判断した場合に、地区班の施設担当の町職員が、体育館ならびにグラウンドの鍵を開けることにより、対応することといたしております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 再質問をさせていただきます。

1番目なんですけれども、区長さんに言われるのも分かるんですけども、区長さんばっかりに言うのも、区長さんの下に、私たちの町だったら町代さんがおられます。町代さんの方にもやはり理解をしていただけなけりゃ、把握をしていただけなけりゃだめだと私個人的に思っているんで、町として、また要望というか言うようにしていただきたいと思うのが1点目です。

2番目なんですけれども、けが人の場合なんですけれども、これは日野町の医師会というか、日野町のお医者さんに要望されて話をされているのか、これをちょっとひとつ聞きたいのが2番目です。

3番目なんですけれども、トイレのことなんですけれども、トイレにつきましては、よくテレビで言いますけれども、かなり女性の方が、衛生面にいろいろと気を使われると思うんですけども、日野町としては、トイレをどのぐらい用意をされるのか、3番目に聞きたいです。

4番目に炊き出しなんですけれども、日野町の赤十字の方々は何人おられるのか。また、その方々が炊き出しに来て、ふだんは訓練のときには来て、炊き出しをされているのをよく見るんですけども、何人おられるのか。また、有事の際は、日野の方の赤十字の方だけで対応されるのか。それを聞きたいです。

それと、先ほど町長が言われた食料品、食料と飲料水。家族に備蓄していただくようお願いするものですと言われましたけれども、これは町から言われておられるのか、ちょっとそれも聞きたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 奥平議員の方から再質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、先ほど町長の方から答弁をさせていただきました、避難収容施設ですとか、

まずは避難集合場所での名簿作成のときについて、区長様のご負担が重たいんではないかということでしたが、1つは避難集合場所につきましては、区単位ですとか、また町内会単位で施設を選定していただいておりますので、例えば、町内会単位で選定をしていただいている施設については、やはりその町代さんなり、その自主防災組織さんなりが中心となって、それに対応していただくということになるんじゃないかなというふうに思います。

こういうことにつきましては、4月の最初の区長会のときにも、そういうことでそれぞれご協力をお願いしたい、ご支援をお願いしたいということで、お願いをさせてもらっているというところでございます。

また、先ほどおっしゃました、町民さんに食料品の備蓄をお願いしたいということにつきましては、日野町の防災計画の方で、町民の方々の食料備蓄をお願いしたいということで決めておりますので、広報ですとか配らせていただいている防災ハンドブックですとか、そういうところで、災害に備えて各ご家庭で災害備蓄をお願いしたいということで、広報をしてきているつもりですが、さらに積極的に、そういうこともお願いしていくべきだなというふうに思っています。

それから、医療の関係で医師会さんの方と合意がされているのかということでございますが、これは町が開催します医師会のときでありますとか、この防災計画をつくるときにあたりまして、そういうことを想定して、医師会の皆さんにもお願いをしてきているところですし、そのようなご縁ができているというふうに思っています。

それから、トイレの数でございますけれども、1つには、水洗のトイレが水が流れなくなったときの簡易便座といいますか、これはネット状のものですけれども、これにつきましては、各7ヵ所の公民館に、今、200個ずつ置かせてもらっているという状況がございます。それを最初に使っていくのかなというふうに思っています。

それからもう1つは、そういうそのトイレ自体が使えない場合には、やっぱり屋外、屋内含めて仮設のトイレというのが要と思います。これにつきましては、町としても7器ほどは準備をしていますが、実際の被害の想定規模によって、もっともっと数が必要になってくるという可能性もございますので、そういう場合には、広域のところでお願いするなり、広域の支援をお願いするということになるのかなと思っておりますが、災害備蓄の観点からも、そんなたくさんは増やせませんが、少しずつですが、屋外に置く仮設トイレについても、これは簡易式ですけれども、そういうものも準備をしていくことが必要かなというふうに思っています。

それから、日赤奉仕団さんの人数については、ちょっと私の方では今把握をしていないんですが、町の方で、それぞれ応援協定というのを結ばせていただいているものがございまして、例えば、6町の町村会でも、今年ですが、それぞれ災害のと

きには応援をし合いましょうということで、災害の防災協定も結ばせていただきましたので、そういうところからも支援をお願いするということは、可能かなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 先ほどの区長さんの話なんですけれども、日野地区だけではないと思うんですけども、1年もしくは2年で交代されます。その中で、引き継ぎをされて、地元の方々の名簿等を、うまいこと引き継ぎされているのか、そういうことも、町としては話をされているのか。有事の際に、極端な話になるんですけれども、新しく変わられたときに、災害がありました。まだ把握していませんみたいな、そんな状態になることも、なきにしもあらずなんですけれども、そういう時のために、きちっとした名簿とかは、それは区の方で用意しておいてもらうのか、町としてちゃんと把握して置いておいてくれはるのか、それについて聞きたいんですけれども。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 奥平議員の方から、再質問いただきました。

先ほど、私の方で想定して申し上げた名簿というのは、その避難所なり避難場所に集合された方を、その場所でお名前とか住所とか年齢とか性別とか、そういうものをつくるという名簿を想定して申し上げたものでございまして、元から持っている名簿の中でやっていくという想定を、今していませんでしたので、避難されたときに、その中心になられる方、町代さんなり自主防災組織さんなりが、そこにおられる方の名簿をつくっていただくと、そういうイメージで思っています。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） そのほかなんですけれども、例えばですけれども、寝たきりの方とか障がいの持った方とかおられた場合は、地元の方々、パニックっておられる状態で、そういう方々の救助というかそういう対策は、町としては考えておられるか聞きたいんですけれども。

議長（杉浦和人君） 奥平君、4回目ですので、今は答えてもらいますけれども。どうぞ。総務課長。

総務課長（高橋正一君） よく言われる、災害時の要支援者ということかなというふうに思います。

ご高齢の方ですとか、障がいをお持ちの方、また、小さなお子さんといいますか、介護を要する方、自分で避難することが、なかなか簡単でない方ということにつきましては、町の方でも、その災害時の支援を要する方の名簿をつくるということで、今進めてきております。それで、中心的には、ご高齢の方で介護を要する方、それから身体的な障がいをお持ちの方、そういう方を中心に、町の方から民生委員さん

を中心に、確認といいますか、していただく中で、そういう名簿に名前を上げてもいいよと、同意をされる方についての名簿を、現在作成しているというところでございます。この名簿については、区長さんなり民生委員さんなりに、災害が起こらない前の平時のときに名簿を共有するということを前提に、同意をいただいているものですので、それについては、その名簿を出来上がり次第、各区長さんなり民生委員さんなりにお配りをさせていただいて、平時も、その名前を共有していただくということをお願いできたらなということで、現在取り組みを進めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3 番（奥平英雄君） また、今後ともよろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 次に、9 番、富田 幸君。

9 番（富田 幸君） それでは、通告書に従いまして、2 点について分割で質問を行います。

まず、主要地方道土山蒲生近江八幡線についてであります。

この質問は、先の9月議会でも行いましたが、そのとき当局からは、日野町内の2計画区間1.1キロメートルについて、今年度に県により道路概略設計を実施する予定であるという答弁をいただきました。この道路は、特に日野町と甲賀市土山町を結ぶ幹線道路であり、地元期成同盟会を先頭に長きにわたり要望活動をされてきた、大変重要な路線であると考えております。このことから、我々日野南部地域に位置します近隣地域としましても、早期の工事着手を期待しているものであります。

今回の質問につきましては、この道路との接続部分について、またその先線について、町当局の考えを以下に質問をいたします。

1 つに、まず概略設計の工期はいつとお聞きしているのか、いつまでなのかをお伺いいたします。設計終点部分となるのは、どの位置で県道西明寺水口線に接続する予定となっているのか。

2 つには、現在の土山蒲生近江八幡線は、鎌掛地域の集落内を通る路線でありまして、大型車の通行が到底困難であるため、町としてこの県道西明寺水口線より西側の路線計画を、どのように考えているのかをお伺いいたします。

この3点目は、この2点目に関連しますが、町道日野南部線の終点に接続する計画案は持っていないのかどうか。

以上の3点について、当局の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 9 番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 主要地方道土山蒲生近江八幡線の道路改良計画についてでございますが、一括して回答をさせていただきます。

まずは、概略設計の工期でございますが、滋賀県において、平成28年9月28日か

ら平成29年1月30日を工期として、発注をされておるところでございます。また、計画道路の接続箇所につきましては、現道拡幅を基本として業務が進められております。町としては、県道西明寺水口線との交差点から鎌掛集落内は、家屋が連たんしていることもあり、拡幅が難しいと思われるため、町道日野南部線に接続することで、地域振興に役立つものと考えております。

今後、地域とともに積極的に県に要望活動を重ね、早期によりよい道路整備が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 町長の答弁でございますが、計画道路の接続箇所については、現道拡幅を基本として業務が進められている。接続箇所。私が申し上げているのは、県に対して、この西明寺水口線に接続する部分を、どこにしてほしいというか、その町の要望を出しているのかどうかということを聞いているわけであります。できれば、先ほど申し上げました町道日野南部線、ここに付けて十字路にする考えがないのか、そういう要望をしているのかどうかということを、お聞きしたいと思っております。答弁、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 今ほど、県道との交差点との接続箇所というご質問をいただきました。

町長も答弁したとおり、町道日野南部線の接続することで、地域振興にも大いに寄与するということを基本的に考えていますので、町としても、現在ある日野南部線の交差点か、それとももう少し下がってくるのか、その辺も含めた中で、今、県の方に要望しておりますので、あくまでも、先ほど言いましたとおり、町道南部線との接続を第一義的に考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 概略設計の工期がまだですので、来月いっぱいということですので、設計図が上がっていないのかと思いますが、町として、その終点を、今の南部線につけてほしいという要望を出しての上での、概略設計がなされているのですか。もし、そうでしたら、むしろありがたいと思います。

ただ、これは町道日野南部線ということで、今、土山蒲生近江八幡線は、現道に沿った道路を計画していくということで、構想レーンによります3種4級道路と、2.75の75センチと、その両方歩道なしという計画だったというふうに思います。これと、この町道日野南部線の道路企画は整合するのかどうかを、再度お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 日野南部線につきましては、元来、農道として整備を

されておりますので、若干道路幅員の構成断面は変わっていくかと思いますが、現在、今、土山蒲生近江八幡線につきましては、歩道なしの現道拡幅をやろうとしていますので、そこにつきましては、ほぼ2車線ということで、接続の方は要件を満たしていると考えています。微妙な路肩の幅であったり、その辺は多少変わってくるかと思いますが、接続することで、路線としては有効な道路になってくるかと考えています。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） これで3回質問をしましたので、できませんけれども、町道日野南部線に接続をしていただいた後、その後も町としてもいろいろ、いろいろといえますか、将来のための道路計画を考えていただきたいと。

といいますのは、まずは、どちらが起点になるのか分かりませんが、国道307に接続しているわけです。あの現状の交差点で三叉路では、多分大型車は回れないだろうというふうに思います。この辺も町としてどう考えていくのか。今後ともできるだけ将来を見越しての対応を、お願いしたいというふうに思っております。

それでは次の質問に移ります。

2つ目は、農業後継者対策についてであります。これは午前中の質疑でもいろいろございましたが、後継者対策についての質問をさせていただきます。

本町の基幹産業は農業でありますので、農業の振興なくして、本町の発展はあり得ないのであります。しかし、農業の将来展望は、決して明るいものではないことも事実であります。生命を維持するのに不可欠なのは食料であり、その食料を生産確保する農業、漁業が、押しなべて不振であり、後継者に悩んでいることは憂慮すべき現象であります。

そこで第1点としてお伺いしたいのは、農業後継者の問題であります。人口の高齢化に伴って農業従事者も高齢化し、後継者がいないので、農業は自分の代で終わりだといった話を、我々の近辺でもよく聞きます。後継者のいる、いないは、基本的に個人の問題ではありますが、基幹産業である農業だけに、看過できない問題であろうと考えております。本町の実態として、現在、専業農家は何戸あり、そのうち後継者のいる数といない数はどのような状況になっているのかを、お伺いをいたします。

次に、行政としての対応であります。後継者の問題は私生活の問題でありますから、農家のお子さんに、あなたは農業をなさいというわけにはいきません。しかし、後継者を確保するために、行政として何か打つ手はないのかどうか。また、離農した土地には、企業誘致と同じ感覚で農業をしたいという人を誘致する方策はないのかどうかを、お伺いしたいと思っております。

3点目は、先ほど出ておりました問題も、少子化の問題で山田議員の中でありま

した話に関連しますが、この農業の、農家の穴埋め対策であります。いわゆる篤農家といわれる方が40歳近く、または過ぎても、結婚相手がいないということで、農業に見切りをつけて離農されたという方もおられるような話も聞いております。結婚はまさしく個人の問題であります、例えば、都市の女性を集団で招き、ホームステイをして農業体験をしてもらうなどして交流の場をつくるといったことは、行政としてできることではあります、花嫁対策として考えられることはないのか。

以上3点について、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 農業の後継者対策について、ご質問をいただきました。

まず最初に、2015年の農林業センサスの調査結果によりますと、農家総数1,112戸のうち、販売農家は910戸であり、このうち専業農家は144戸でございます。また、販売農家910戸のうち、同居後継者がいるのは286戸であり、7割近くの農家には、同居の後継者がいないということになります。

町では、農業の後継者など集落が抱える課題を解決するため、集落に対し、人・農地プランの策定を働きかけております。集落において、担い手や農地利用のあり方などを話し合い、地域農業の将来像を描き、その成果となるものが人・農地プランであります。また、話し合いの中で、離農を希望される人がいる場合には、農地を貸したい人から、農地を借りたい人への橋渡しをする、農地中間管理機構の制度も活用することはできるところであります。現在では、法人であっても、農業に参入できることにもなっております。

農業後継者に関する花嫁対策ですが、結婚の問題につきましては、若者の未婚率が高まる状況でございます。近年、未婚率については、男性だけにかかわらず、女性も高まっておりますことから、農業後継者の花嫁問題だけでなく、若者の未婚問題として捉えられ、全国的に結婚に向けた支援が行われており、日野町としましても、平成23年から婚活事業を実施し、結婚に向けた出会いの場づくりを行っております。結婚に向けては、自身の活動のみだけでなく、地域ぐるみでの支援が必要との考えから、町の婚活事業に加え、昨年度から地域でも取り組みを進めていただいております。本年度は婚活事業を4団体5地区で取り組んでいただいております。

現在、町では、町内だけにとどまらず、近隣市町や県とも連携し進めているところでございます。今後は、さらに社会全体として広範な取り組みを進め、若者への結婚に向けた支援とともに、子どもころから、結婚、出産、子育てについての啓発をしていく必要があると考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 再質問をさせていただきます。

大変勉強不足で申しわけないんですが、我々も、農地を貸したいという人ばかり

が増えてきつつある現状であります。農地を借りたい人への橋渡しをする、農地中間管理機構を活用することができるという答弁でありましたが、もう少し農林課長、これは具体的に、どういう方法で、あるいは申し込みでできるものかどうか、その辺を教えてください。

それともう1点、なかなか婚活につきましては、今答弁があったとおりでございますが、私、今、後継者の奥さんになっていただける女性を探すことができないかということを申し上げたんですが、余計に難しいだろうと思います。何か、しかし町としても、婚活事業をやってもらっているからということだけじゃなしに、もう少し、日野をもちろん見てもらっていると思いますが、結婚に付して、結婚を機に日野町に永住してもらえような方策がないものかを、再度お伺いをいたしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 富田議員より、再質問をいただきました。

答弁の中で、農地中間管理機構のお話を出させていただいたところで、もう少し詳しいという内容ということでございます。この制度につきましては、中間管理機構という、国の方が農地を、いわゆる貸したい人の農地を集約して、借りたいと申し出される方へ、貸したい人の意志じゃなくて、一旦、中間管理機構という組織が借り受けて、借りたいという申し出されている方に対して、マッチングをして貸し出すという制度でございまして、1年1回、今年は特例で2回あったんですが、4月、5月に申し出を受けて、借りたい人と貸したい人をマッチングさせて、農地を動かすというような制度でございます。

これは広域に対応するということでございまして、例えば、日野町でも、今、こういった申し出を受けている方につきましては、隣の東近江市さんからも申し出がございまして、逆に、日野町の方も、たくさん申し出もあるわけでございます。

もう離農したいと、そういう方、ご相談来られる方もおられますし、何とか高齢になってきたので、農地を貸したいんだけど、なかなか見つからないということで、ご相談に来られる方もございますので、町の方が窓口になりまして、農地中間管理機構に登録を一旦させていただいています。それから、秋になるんですけれども、それを貸したい人と借りたい人のマッチングということで、この地域の方には、やはり近くの方がいいとか、やはり希望もございまして、そういった方と希望を合わせていくということを、町と県とJA、それから中間管理機構という組織がございまして、その職員さんと一緒になりまして、会議を開いて、どの方がふさわしいというようなことで、対応させていただいているところでございます。

それにあたりましては、いろいろ、本来ならばそういったことに基づいて、担い手となる方に、農地を増やすじゃなくて、本来ならば固めていくということをして

いかないと、なかなか担い手が大きく育っていかないというのが現状でございますので、そういった、あたりましては、地主さんに対する助成も、県の方から助成が出ているというような国の制度となっております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 富田議員から再質問いただきまして、なかなか難し質問でございまして、今まで取り組んできた中で、なかなか成就するというのは非常に難しくございます。ただ、いろいろ視点を変えていくことも大事なかなというふうに考えております。

と申しますのは、必ず農業後継者やから云々という話ではなしに、普通に勤めている方についても、同じように難しい状況であります。ただ、今度は地元の女性がそうした人を、農業したいというような人を引っ張ってこれるようなことができへんかなと。いや、農業だけではなかなか難しい部分を、女性は地元のところに就職して働きながら、子どもができて、近くに親がいながらと、こういうような形になってくると、非常にシステムとしてはいいのかなというふうに思うんですが、実際のところ、その女性に声をかけてやってみようかというのを、一度声かけをするということをやろうとしたんですが、なかなか実を言うと、女性が手を挙げて来られるというのが、特に地元だけというのはなかなか難しいので、今後、もう少し広域等もございまして、顔の刺さない中で、どういうことができるのかなというのでも1つかなというふうに考えております。ちょっとこんなところでございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） もう答弁は結構ですけども、この中間管理機構というのは、貸す側もある程度の集団でないと、農地を登録できないのではないの。ああ、そうですか。

課長も町長も私も、日野町では一番やりにくい地域かなというふうに。何せ谷筋ですので、砂川と迫谷の、そういう意味で、形の悪い急峻な地形でございまして、私もこの質問をするときに、大変難しいなと思いながらやっていたんですが、しかしそんなことで笑っては済みませんので、何とかこの日野町も、農業環境を守っていかなくてはならないと思いますので、今後とも、当局の絶大なるご支援をお願いしたいと思います。

それと、今、企画振興課長の答弁にありましたように、農業だけでお嫁さんに来てくれというのは、到底もちろん無理だと思っています。そのためには、やはりもっと近隣に、女性も仕事ができる施設、企業がないと、どうかなと思っています。奥さんが田んぼだけ、だんなと2人でたんぼだけしてやっていけるというような時代ではないと思いますので、その点につきましても、町としても、今後いろいろと対策を練っていただくように、よろしく願いを申し上げまして、終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

－休憩 15時38分－

－再開 15時55分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

通学路の安全対策について。平成24年4月に、京都府亀岡市で、小学生の集団登校中の列に車が突っ込み、児童ら10名が死傷する悲惨な事故が発生し、全国で通学路の安全調査が行われました。日野町においても、通学路の合同緊急点検を実施され、危険箇所をチェックし、対策を取られました。それ以降は、毎年各小学校を順番に、通学路安全対策アドバイザーとともに合同点検を実施されています。児童たちが安全で安心して登下校ができる通学路であってほしいものですが、起きてはいけない悲惨な事故が、10月28日に横浜市南区で、集団登校中の小学生9人が車3台の事故に巻き込まれ、小学1年生の生徒1名が亡くなる悲惨な事故が、また発生しました。事故現場の市道は幅約5メートルで、一方通行の路側帯を両側に設置した道路で、高齢者が運転する車が起こした事故です。

日野町も、歩道整備されている道路は少なく、道路幅は狭い道路が通学路になっています。

そこで2点お伺いいたします。

日野町内各小学校の通学路合同点検、通学路安全対策アドバイザーが実施されていて、今現在で危険で安全対策が必要な箇所、状況、また防犯事例を含めて、学校、保護者、警察で、事故、事件の発生時の対応はどうされているのかを、その点もお伺いいたします。

2点目に、日野駅から国道307号線までを見ても、上野田、いせのから駅に向かつては歩道整備がされていますが、日野小学校に登下校する児童たち約55名、うち小学生10名は、歩道がない両側に外側線だけ引かれた、狭い場所では幅約5.5メートルで、子どもの足が挟まるような溝がある通学路です。児童たちが集団で登下校している姿を見ていると、児童たちが事故に巻き込まれてもおかしくありません。通勤や通学の人たちが行きかう中、バスや車、バイク、自転車と交通量も多く、安全・安心とは言えない、安全対策が必要な通学路です。この状況でいいのかをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長（今宿綾子君） 通学路の安全点検につきまして、ご質問いただきました。

谷議員のご質問にもありましたように、平成24年4月の亀岡の事故をきっかけに

しまして、日野町におきましても、平成28年8月に、通学路の緊急合同点検を実施しまして、以来、毎年定期的に合同点検を実施しております。

また、関係機関の連携が欠かせないことから、交通安全アドバイザーの方、道路管理者、警察、教育委員会などからなります日野町通学路交通安全連絡会を設置いたしまして、これまでに町内の各校から危険箇所として挙げられております30ヵ所につきまして、合同点検を行いました。

現在までに対策を検討し、完了もしくは一部完了した箇所が17ヵ所ございます。また、現在対応中の箇所が13ヵ所となっております。完了、一部完了した17ヵ所と申しますのが、通学路の路面標示やグリーンベルトの設置など、町で対応可能なところでございまして、これらの内容が完了、もしくは現在取り組んでいるところとなっております。

また、信号機設置ですとか横断歩道の新設などで、県や公安委員会との対応が必要な箇所につきまして、これは13ヵ所でございます、これにつきましては、引き続き対応を要望しているところでございます。

次に、防犯体制についてでございますが、今年に入りましてからも、町内で数件、不審者事案が発生しております。不審者情報が入りますと、すぐに警察に連絡しまして対応していただくとともに、学校の教職員も現場に駆けつけ、周辺のパトロールを行っております。

また、各幼稚園、小・中学校から保護者やスクールガードの皆様や、各地区公民館へ連絡を入れまして、役場住民課を通じまして、地域で安全の見守りを行ってくださっている方々に情報の提供を行い、見守りの強化をお願いしているところでございます。

さらに、警察のパトロール強化に加えまして、登下校の見守り隊、街頭立ち番や青パトによる巡回など、より多くの地域の皆様に見守り活動に参加していただくことこそ、不審者が近づきにくい環境づくりにつながるものと、考えているところでございます。

学校におきましても、学校独自の通学路点検を行うとともに、親子で通学路を登校していただいたり、そのときに子ども目線で危険箇所の指導をしていただき、先日行いました地域ふれあいデーの際に、親子で歩いて登下校していただいたりする学校もございましたが、これらの取り組みを通しまして、交通安全教育、防犯教育を進めているところでございます。

今後も、安心・安全できる登下校となりますよう、地域の皆様のご協力をお願いしているところでございます。

続きまして、日野小学校区の上野田周辺の通学路の安全についてのご質問をいただきました。

まず、通学路につきましては、各地域の保護者の皆様に一番適切な経路を決めていただきまして、学校に報告をいただいております。学校におきまして、その届け出いただいた通学路を、その年度の初めての集団下校のときに、地区担当教職員が児童とともに一緒に歩いて下校して、子どもの目線で子どもと一緒に、危険な箇所につきまして、その都度確認して指導を行っているところでございます。ご指導いただきました国道307号線より日野駅方面の通学路につきましては、本当に通学や通勤の人たちが行きかうバス、車、バイク、自転車と、交通量も多いところでございまして、このことも十分把握しているわけですが、ほかにより適切な経路がないために、児童への安全指導を繰り返し重ねるということをしているところでございます。

道中の危険箇所を具体的に継続して指導するなどしまして、安全指導を一層徹底してまいらる覚悟でございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 1つ目の通学路合同点検で、平成24年8月に緊急合同点検をされ、18ヵ所あったうちの10ヵ所までされ、また8ヵ所も直していくということで、次年度に残された3ヵ所もあったと聞いておりますが、また今回も、このように合同点検をされている中で、30ヵ所の危険箇所、また調整せなあかんところが見つかったと聞き、17ヵ所までされ、このまた13ヵ所残されているのも、また近年中にされていくと思うんですけれども、どのようなところが残されているのか、どういう場所があるのかをお聞きしたいと思います。

それと1つ目の防犯上のことなんですけれども、ちょこちょこ防犯体制の不審者情報というのか、不審者があらわれるという事件が、ちょこちょこ忘れてはいけないうちにやってくるやないですけど、あるので、常に気をつけていただいて、パトロール、見守り隊、街頭立ち番などの強化を、常にしてもらえるように願っていて、常に学校やら警察に言っていただきたいと思います。

2つ目の、これは学校、私のところとは違うんですけれども、上野田地先のこの道路、アスファルトがかなり積み重なってきて、先ほど言いましたように、子どもの足が挟まるような溝がある。子どもの足がはまったら、こけたらくじくような、また骨折でもしそうな鉄板が引かれていて、足が引っかかるというのか、そういう箇所が、ミドリヤさんから下、日野薬品までのあの間でもあります。その点も、一遍、町長さんでも見ていただいて、現場を視察していただいて見ていただくと思うんですけれど、その点も、何かこういうことを考えておられることを聞きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） はじめに、先ほどの答弁を訂正させていただきます。私、先

ほど24年4月の亀岡の事故をきっかけに、日野町におきまして、平成28年8月からと申し上げたと指摘がございましたが、日野町におきましての緊急合同点検を行いましたのは、平成24年8月の間違いでございまして、言い間違いをしまして、おわびして訂正させていただきます。

続きまして、危険箇所としまして、現在対応中の箇所につきましては、参事の方から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（野瀬 薫君） 谷議員様から再質問いただきました。

平成28年1月29日の段階ですけれども、例えば、県道土山蒲生近江八幡線の日野町の大窪、日野小学校前のところだと、近隣に押しボタン信号がありますために、未設置というふうになっております。また、国道307号線ですけれども、大谷のところに防護柵の設置を検討いただいておりますが、事業主体が滋賀県ということで、未ということになっております。そのほか、例えばですけれども、桜谷小学校の方で、大字杣の交差点のところも、信号機の設置等を望んでいらっしゃいますけれども、今のところ未設置ということで、このような形で幾つか上げられております。

また、先ほどの上野田のところすけれども、先ほど教育長が答弁されましたように、ご指摘の箇所に関しては他に適切な通学路がなく、心配しつつも、その経路を通らないといけないというのが実態でして、苦慮しているところです。国道307号線より日野小側につきましては、例えば、地区懇談会で検討いただいた経緯がありまして、日野中学校グラウンド南側のグリーンホテルのところに出てくる経路も、検討されました。しかし、その際には、交通面での安全面と、下校時等の防犯上の課題等が出ましたもので、意見が二分されて現在の通学路となっております。

このように、通学路におきましては、交通安全面と防犯上の課題がありますので、保護者の皆様のご意見等をお伺いしながら、今後も研究していきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 谷議員から、ご質問いただきました。

国道307号線から日野駅に向いてでございます。確かに、北側の方につきましては、道路の側溝がございませんので、そのアスファルトの小さな、家との間のところが全面側溝みたいなような利用もされておりますし、また、そこに入る進入路につきましては、個人さんが鉄板をかけられたり、いろんなことをされています。なかなか全部を全てうまくいかないんですが、子どもさんの支障になるような、もし補修を必要とするときにつきましては、すぐにこちらの方で対応させていただいて、少しでも通りやすい道路にして管理をさせていただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 点検していただいて、この危険箇所、また言われるように信号

機、押しボタン、またそういうこともありまして、なかなか信号機というのはつけてもらえないと思うんですけど、町長も率先して、そういうことに要望に動いていただきたいと思います。

今の上野田の通学路なんですけど、建設計画課長が申されますように、やっぱりアスファルトもあのように上がってきていて、今、町道大窪内池線側溝工事をされている307から上を見ても、あのようになれば、もうちょっと歩きやすいのかなと思うので、あのように行こうと思ったら、また狭いところでもよろしいですので、道を下げるか、もうちょっと歩きやすくするかしていかれたらどうかなと思うんですけど、そのような計画は、全然上野田の地先というのか、内池大窪線の307の下あたりは、そういう計画は何もないんですか。その点もお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 今現在行っています307号線から平和堂に向いてのところにつきましては、側溝の改修ということでさせていただいていますが、今ご質問いただきました国道307号から日野駅については、現在のところ計画は持ち得ないところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） ないということなので、事故の起こらないように、子どもが犠牲にならないように要望させていただいて、いち早くあの道が解決できるように、お願いしたいと思います。

それと、通学路の1点目の方なんですけど、信号機、必要な通学路であれば、先ほど、くどいようなんですけど、また町長さんの動きも見ていただきまして、必佐のサンライズから登校される、農道事業のところでもおこなっているようなので、早くできるように、よろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） それでは1項目、弁当の日についてお尋ねをいたしたいと、こういうふうに思います。

学校給食が全国的に普及いたしまして、我が日野町においても、幼稚園、小学校ならびに中学校と、全てで導入されております。学校給食法を基本といたします健康の保持、増進、食事についての正しい理解、望ましい食習慣を養うなど、食に関する食育が学校給食を活用して行われております。その効果も聞き及んでおるところでございまして、いろんなものが食べられる、温かいものが食べられる、栄養の重要性が分かった、みんなと同じものが食べられるなど、いろいろでございます。給食に携わっておられます栄養士さん、調理師さん、教員の方はじめ、給食に関係される方々の、毎日子どもたちへの成長に向けてのご尽力に、感謝申し上げますところでございます。子どもたちの健やかな成長のため、より充実した食育を期待、

お願いいたすところでございます。よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

一方、今、全国の小学校、中学校を中心に、弁当の日という取り組みが広がっております。この弁当の日は、献立づくりから買い出し、調理、片づけ、箱詰めまで、全て子どもが自分で行うのです。親が手伝わないのです。最低限の知識を小学校五、六年生の家庭科で指導し、その後実施する、このような形で2001年香川県町立滝宮小学校が独自に始められました。きっかけは給食への感謝と、発案者の校長先生が言われております。給食の実施には、多くの関係者が食材の管理や搬送、献立や調理などの段階で工夫や努力を続けられておりますが、一方の子どもたちには、給食を感謝して食べる様子が、それほど見受けられなかった。ならば、食材を選ぶことから調理まで、子ども自身に全部やらせようと気づかせられる仕掛けづくりを発想されたとのことであります。

弁当の日を経験した子どもたちは、毎日食事をつくることはすごいことだと気づき、嫌いなものでも残さないで食べたという行動が見られるようになり、残食がほとんどなくなったと言われており、また、子どもたちへのアンケートによりますと、毎日の親の苦勞が分かるが、圧倒的に多かったということでございます。食事をつくってくれた人への感謝の言葉が、相次いでおります。今や、弁当の日実践校は、2016年9月20日現在、応援プロジェクト事務局、これは共同通信社が事務局をやっているそうでございますが、その集計では、東日本で498校、西日本、九州を除くですが302校、九州地区1,004校、全国で1,804校であり、より広がりを見せていると聞いております。2009年が557校でございましたから、この7年間ぐらいで1,300校ぐらい増えている、このような状況になっているということでございます。食育に力を注いでいる我が日野町では、子どもがつくる弁当の日、十分に調査研究を行われていると思いますが、今、全国的に広がりを見せております弁当の日を、どのように捉えているのか、また取り組みへの考え方をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長（今宿綾子君） ただいま高橋議員から、弁当の日についてご質問をいただきました。

弁当の日につきましては、日野町では、平成25年度からの中学校給食の実施にあたりまして、日野中学校給食実施方針を立てました。さらに、これを引き継いだものとしまして、日野町学校給食実施方針を作成しております。そして、この中で、食の重要性を理解し、食の選択力を身につけるとともに、調理する力を身につける必要があることから、お弁当の日を設けるなどとして、給食を通した食育に取り組むと記述しております。

日野町の学校給食の目標といたしましては、まず、適切な栄養摂取による健康の

保持増進を図ること、そして次に、食事への正しい理解と健全な食生活を営む判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと。さらに、生命および自然を尊重する精神と、環境保全に寄与する態度を養うこと。また、食にかかわる人々の、さまざまな活動に支えられていることへの理解と、勤労を重んじる態度を養うこと。そして、地域のすぐれた伝統的な食文化への理解を深めるなどと、こういった目標を掲げております。

そして、これらの目標を具現化する取り組みといたしまして、身近な家庭からのお弁当づくりを通して体験できるというふうに、これらは発展していくことになるということを認識しております。

現時点におきましては、弁当の日に取り組んでいませんけれども、学校給食運営協議会におきましても、ご意見をいただいたところでございまして、研究してまいりたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 平成25年からでございますが、この弁当の日という形のを1つのポイントに進めていこうという認識は、お持ちだというふうに捉えておりますが、しかし現在のところの部分、どのぐらい浸透しているのか、研究されているのかのところが、ちょっと知りたいです。ここにありましたように、学校給食における検討委員会の中でも声が出ているということですが、25年から今28年ですので3年間の経過がある。その中において、弁当の日という位置づけのもとに、どのような研究をされているのかということ、この辺のところをもう少しお聞きしたいなというふうに思っております。

ここに書かれているというのは、弁当の日の中で、ポイントとして書かれておりますのが、1つは、この弁当の日によって、子どもが食に対しての携わるということが、ここに1つ書かれておるのが1つでございます。それから、これを通じて、つくっている人への感謝の気持ちがここに入るということでございますが、ちょっともう1つここに付け加えるならば、僕の方でちょっと今、ここにおける部分で紹介し読みますので、ちょっと感想を聞かせていただきたいと、こういうふうに思います。

これは第1回弁当の日を実施している、全国大会が開かれております。そのときに、幾つかの弁当の日の部分の長所というんですか、いい面も紹介されているわけなんです。この1つに、こういうことが書かれております。これは佐賀県内の学校が実施されたということの報告でございます。このときの弁当の日のテーマは、感謝弁当であったということです。その1人の生徒なんです、6年生の女の子だったそうなんですが、朝5時に起きて、3つも弁当を用意しました。1つ目は、単身赴任先の大阪に戻るお父さんのための弁当、2つ目は病院にいるおばあちゃんへのため

の弁当、3つ目は自分が学校で食べる弁当。親は手伝わないと言われておったこと
でございますので、ご両親は食卓の椅子に座って、1人で台所に立つ娘の後姿をず
っと見ていました。愛娘弁当、これがお父さんに渡されました。お父さんは、赴任
先へ行く途中の新幹線の中で食べられたそうでございますが、会社の昼休みにお母
さんのもとへ電話がありました。娘にありがとうと伝えてくれ、おいしくておいし
くて、泣きながら食べたよと。もう1つの弁当、おばあちゃんは、お母さんから弁
当を受け取ると、涙声で言いました。私はこれまで多くの弁当をつくっていたけど、
つくってもらったのはこれが初めてよ。おいしいよ、おいしいよ。このような形で
食べられたということでございます。このときの紹介は、それからもう2年たって
おりましたので、中学2年生になられたそうでございますが、この子の感想ですが、
お弁当を家族が喜んでくれたから、台所に立つことがとても楽しくなりました。母
親の感想としては、子どもたちはとてもやりたがっているし、やらせればできる、
それは大人たちが分かっているんだと気づかされましたと、このような感想であ
ったそうでございます。そのようなことから、このきずなにも、やはりこの弁当づ
くりというのは非常に貢献している、それが急速に拡大した要素である、このよう
なことが書かれております。

そういった意味から、今、2つの点を申しましたが、もう1点、家庭とかきずな
のもとになるんだよということです。こういうふうな形を、ひとつ披露しておきま
す。これについてのご感想をお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 高橋議員の再質問についてでございますが、まず、弁当づく
りの意義を考えましたときに、子どもが自らつくった弁当というのは、議員さんが
おっしゃいましたように、まずいろんな過程がございますが、まず献立を立てると
いうこと、それから実際に買い物をするということ、それから調理をするというこ
と、そしてお弁当箱に色よく詰めるということ、そして後片づけといった、いろん
な過程、作業を超えてくるというものでございまして、本当に段取りをつけて、見
通しを持って完成させるという、総合的な取り組みであるというふうに考えており
ます。

学校の取り組みを申し上げますと、教育課程の家庭科という教科の中でございま
すが、ここで献立を立てて調理をするという学習をしています。それらの学習を
通して、栄養バランスのとれた一食分の食事をつくるということ、そしてまた学習
によって、いろいろ自分でできるようになった力を生かして、自分のために、また
家族のために、また誰かのために役に立つように何かをしよう、その中に、食事作
りというものも含めて取り組んでいるというのが、学校での学習でございます。

そうしたことを考えますと、これらの学習の発展として、弁当作りに挑戦しよう

というさまざまな実践も、全国的にも展開されておりますし、また、紹介している教科書もございますので、現在の子どもたちの様子、家庭の様子といいますと、さまざまな状況がございますので、本人とかそれから家庭に極端な負担をかけずに、学習の一環の中で、そうしたことの弁当づくりの意義というものを、しっかり考えさせて、計画的に取り組めるかどうかということを検討している、研究しているというところでございます。

そして2点目の、作文を紹介していただきましたが、日野町でも、食に関する指導についての方針を、3つ大きく上げております。

1つは、食習慣を育むということ。2つ目に食を選択する力を育むということ。そして3つ目に、食に感謝する心を育むということでございます。

1つ目の、食習慣を育むということにつきましては、望ましい栄養や食事のとり方を理解して、食事のマナーや食事を通した仲間づくりなど社会性を育むということでございます。

2つ目に、食を選択する力を育むということにつきましては、正しい知識、情報にもとづいて、食品の品質や安全性、栄養バランスなどについて、自ら判断できる力を育むということでございます。

そして3つ目の、食に感謝する心を育むというところでございますが、ここでは、食べる行為そのものが、動物、植物の命をいただいているということや、食物を食べるまでの間に多くの人々がかかわっていることを理解して、食物そのものに対する感謝の心や、その食物の生涯、調理と生産ですとか、調理等にかかわってくださる人々への感謝の心を育むということ。また、地域農産物、食にかかわる文化や歴史を理解して尊重する心を育むということ。そして、給食の多彩なメニューを通して、ほかの地域、また諸外国とのかかわり、そういったものを理解して、そしてまた日本の食文化の理解を深めると、そうしたことを大きな方針として持っております。今ほど、高橋議員さんの紹介してくださった佐賀県の実践につきましては、この食に感謝する心を育むという点で、非常に感謝をしながら、また自分のできることを生かして家族に喜んでもらえるようなものをした、そして喜んでもらったことに、またできるようになった力を生かしてしたことへの自分への喜びと、幾つものできるようになった喜び、できて喜んでもらった喜びというものがあふれている実践だなというふうに、感想を持たせていただきました。そういったことも大切にしながら、先ほども言いましたように、現在の子どもたちのいろいろな状況がある中で、1年生から全てこの日はお弁当の日ですというふうに、一律にやらせていただくことができるかどうかということも含めて、できれば学習の発展の中で、そうした願いというものを組み入れていければいいかなというふうに、現在は考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 昨今の新しい意見書が出ております。朝食の提供、家庭で朝食がつかれない家庭。聞いていますと、簡単ですが、白いご飯、あったかいご飯、おみそ汁、漬物だけだと、このような朝食が提供されるような世の中に。しかし、それでいいんだろうかというのが、今、反省点。なぜ、その子たちにつくらせる、このような教育をしないんだろうかと。親がつくらなくても、自分ができるんじゃないか。このような環境を整え合うことも大事だよということも言われております。

そういった意味で、弁当の日をきっかけとして、やっぱり自分でつくれる力という形のものを、育んでいかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

それと、教育現場のことは大変だと思うんです。いろんなお仕事もありますし、教えなきゃいけないこともあると思うんですが、教育とはいったい何だろう。今、子どもたちが必要なことを教えていかなきゃいけないというのが、原則ですよね。今、これからの弁当の日についても、今から研究されて、何だかんだいったって、これはPTAの方、父兄の方に納得してもらって、大変な作業みたいなんです。そういった意味でも、2年、3年かかるだろうと言われております。そういった意味の中で、子どもたちは育っていくんです。今日、とまっていけないんです。1年したら、もう中学校の子は高校になります。2年したら高校2年になる。毎年毎年変わっていく。今、何を教えなきゃいけない、必要なことなのか、これが弁当の日が必要なのかどうかという、重点的な置き方じゃないかなというふうに思っております。

そういった意味で、僕は、弁当の日というのは早くした方がいいよと、してもらいたいなという形で、今日、述べさせていただいているわけでございます。そういった意味で、弁当の日という形のものにつきましては、ただ、つくる部分の教えるだけじゃなくて、今ご披露させていただきましたように、今、言われておりましたように、今まであったきずな、親と子のきずなとか、そういったものが、悪く言えば給食のもとに、やや壊れた部分がありますので、そういった部分をなくすためにも、ひとつこの弁当の日を早急な形で研究し、進めていただきたいなというふうに思っております。

そういった意味の中で、先ほど申しましたように、弁当の日応援プロジェクトというのが、今組まれておりますよね。これは先ほど申しましたように、事務局が共同通信社になっておりますが、毎年この講演に関して募集をされておりますよね。今年が46校から講演に来てくれと応募があったみたいなんです。実際できるのが16校しかできないみたいなんですけど、そういった勉強の機会も、ここにあるわけですので、そういったところも研究していただいて、早期に弁当の日、立ち上げられるように、ひとつお願いを申し上げたいというふうに思います。

ちょっと最後に、それだけ。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 議員から教えていただきましたこの弁当の日の応援プロジェクトで、全国で46校が講演を聞いているということでございまして、何年か前から、そうした講演があるということも聞かせてもらっているところでございますので、先ほども答弁させていただきましたように、そのよさとか取り組みなどにつきましては、十分理解をしていきながら、日野町でどんなことができるのかということ、しっかりと考えて進めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 最後ですが、食育の日野町、今、滋賀県では多分これ、弁当の日、やっておられないと思います、取り組みをなされていないというふうに思います。そういった意味で、滋賀県で初めての取り組み、実施できる日野町になりますように、ひとつお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で5名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は、明14日行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、それでは、その他の諸君の一般質問は明14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

－散会 16時36分－